



青森県基本計画

未来を変える挑戦

～強みをとことん、課題をチャンスに～

Aomori Prefectural Government Master Plan
Changing the Future of Aomori
Breakthrough Innovation

児 童 相 談

2016

(平成 27 年度実績)

青 森 県

東青地域県民局	地域健康福祉部	こども相談総室
中南地域県民局	地域健康福祉部	こども相談総室
三八地域県民局	地域健康福祉部	こども相談総室
西北地域県民局	地域健康福祉部	福祉こども総室
上北地域県民局	地域健康福祉部	福祉こども総室
下北地域県民局	地域健康福祉部	福祉こども総室

はじめに

児童相談所の業務につきましては、日頃から格別の御理解と御協力をいただき、厚くお礼申し上げます。

さて、近年、児童相談所に寄せられる相談は、児童の置かれる環境の変化とともに多様化、複雑化してきております。とりわけ児童虐待に関する相談対応件数は依然として増加しており、平成27年度の児童相談所での児童虐待相談対応件数は、全国が103,260件、青森県が922件と、それぞれ過去最多となりました。

国では、平成28年6月3日付けで改正児童福祉法を公布し、児童福祉の理念の明確化、児童虐待の発生予防、迅速、的確な虐待対応、被虐待児の自立支援を柱として、段階的に取組を推進することとしています。

本県では、平成24年3月に「市町村と児童相談所の機関連携対応方針」を策定し、市町村と児童相談所がそれぞれ役割を果たし、関係機関等と適切に連携することで、地域の子どもたちが確実に守られるよう取り組んできたところです。今回の法改正に適切に対応し、さらなる連携の強化に取り組んでいきたいと考えていますので、今後とも、皆様には一層の御指導、御支援を賜りますようお願い申し上げます。

このたび、平成27年度における県内の児童相談所の業務概要を取りまとめましたので、御高覧いただき、児童相談所業務への一層の御理解、御協力をいただければ幸いです。

平成28年8月

東青地域県民局 地域健康福祉部 こども相談総室
青森県中央児童相談所長 松沢 治彦

中南地域県民局 地域健康福祉部 こども相談総室
青森県弘前児童相談所長 伊藤 正章

三八地域県民局 地域健康福祉部 こども相談総室
青森県八戸児童相談所長 久保杉 嘉衛

西北地域県民局 地域健康福祉部 福祉こども総室
青森県五所川原児童相談所長 太田 明彦

上北地域県民局 地域健康福祉部 福祉こども総室
青森県七戸児童相談所長 工藤 俊幸

下北地域県民局 地域健康福祉部 福祉こども総室
青森県むつ児童相談所長 岡本 芳明

目 次

第1 児童相談所のあらまし

1. 青森県の状況	1
2. 管轄区域図	2
3. 管内面積・人口（児童人口）	3
4. 児童相談所の名称及び所在地	4
5. 組織	5
6. 沿革	8

第2 児童相談所の業務

1. 相談業務	9
(1) 相談の種類と主な内容	9
(2) 相談の流れ	10
(3) 相談の状況	11
ア 養護相談	15
イ 障害相談	23
ウ 非行相談	24
エ 育成相談	25
2. 判定業務	27
3. 一時保護業務	30
(1) 県内児童相談所の一時保護の状況	30
(2) 中央児童相談所の一時保護所（集中管理）の状況	32
(3) 県内児童相談所の委託一時保護の状況	36

第3 児童相談所の事業

1. 子ども虐待防止対策	40
(1) 被虐待児フォローアップ事業	40
(2) 子ども虐待ホットライン事業	41
(3) 児童相談所法律相談実施事業	42
(4) カウンセリング強化事業	43
(5) 子ども虐待要保護児童対策研修会等	43
(6) 児童虐待防止対応力アップ事業等	43
2. 市町村支援	44
(1) 市町村児童家庭相談支援	44
(2) 要保護児童対策地域協議会	44

3. 里親支援	45
(1) 里親制度普及促進事業	45
(2) 里親委託推進・支援等事業	45
4. 精神発達精密健康診査事後指導	46
(1) 3歳児精神発達精密健康診査事後指導	46
(2) 1歳6か月児精神発達精密健康診査事後指導	47

第4 関係機関との連携状況

1. 講師派遣等	49
----------------	----

第1 児童相談所のあらまし

1. 青森県の状況

青森県は本州の北端に位置し、北は津軽海峡を隔てて北海道と、南は岩手県、秋田県に接している。

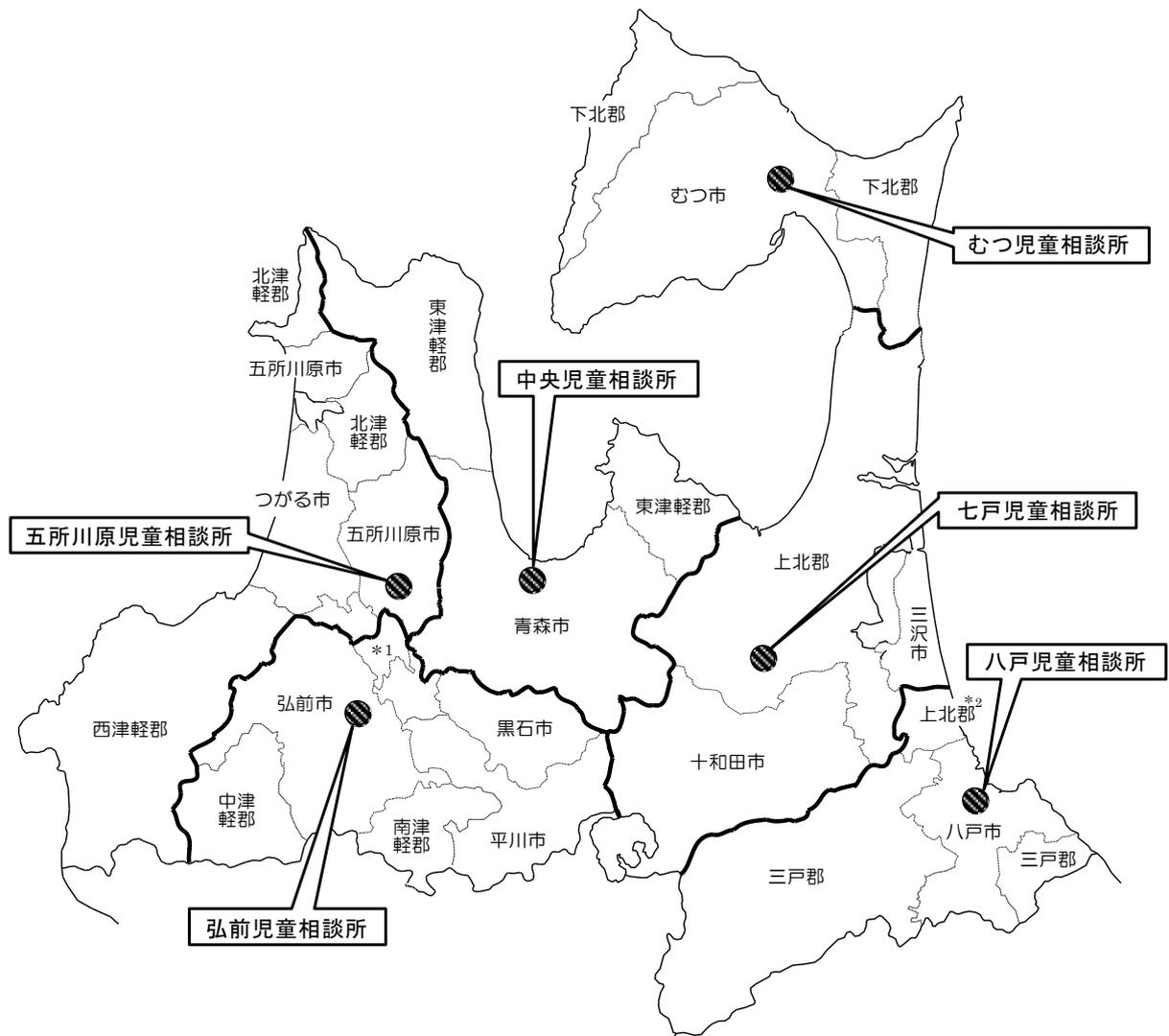
地形的には、三方を海に囲まれ、中央に奥羽山脈が走り、県土を日本海側と太平洋側とに分けている。世界遺産の白神山地に広がるブナの原生林、山地の裾野を彩るりんご畑、変化に富む海岸線の風景は、人々の心に安らぎを与える自然環境を形成している。

本県は10市、22町、8村から成り、面積9,645km²、人口は1,307,030人、児童人口(18歳未満)は188,922人となっている。(H27.10.1 青森県推計人口)

なお、青森県では平成18年3月1日にかけて、延べ44の市町村が関係する計17件の市町村合併が行われ、その経過については次のとおりである。

名 称	合 併 日	関 係 市 町 村
上北郡おいらせ町	H18.3.1	上北郡百石町、上北郡下田町
弘前市	H18.2.27	弘前市、中津軽郡岩木町、中津軽郡相馬村
平川市	H18.1.1	南津軽郡平賀町、南津軽郡尾上町、南津軽郡碓ヶ関村
三戸郡南部町	H18.1.1	三戸郡名川町、三戸郡南部町、三戸郡福地村
青森市	H17.4.1	青森市、南津軽郡浪岡町
上北郡東北町	H17.3.31	上北郡上北町、上北郡東北町
上北郡七戸町	H17.3.31	上北郡七戸町、上北郡天間林村
西津軽郡深浦町	H17.3.31	西津軽郡深浦町、西津軽郡岩崎村
八戸市	H17.3.31	八戸市、三戸郡南郷村
北津軽郡中泊町	H17.3.28	北津軽郡中里町、北津軽郡小泊村
南津軽郡藤崎町	H17.3.28	南津軽郡藤崎町、南津軽郡常盤村
東津軽郡外ヶ浜町	H17.3.28	東津軽郡蟹田町、東津軽郡平舘村、東津軽郡三厩村
五所川原市	H17.3.28	五所川原市、北津軽郡金木町、北津軽郡市浦村
むつ市	H17.3.14	むつ市、下北郡川内町、下北郡大畑町、下北郡脇野沢村
つがる市	H17.2.11	西津軽郡木造町、西津軽郡森田村、西津軽郡柏村 西津軽郡稲垣村、西津軽郡車力村
十和田市	H17.1.1	十和田市、上北郡十和田湖町
三戸郡五戸町	H16.7.1	三戸郡五戸町、三戸郡倉石村

2. 管轄区域図 (平成28年4月1日現在)



※ 北津軽郡のうち、板柳町*1は弘前児童相談所管内
上北郡のうち、おいらせ町*2は八戸児童相談所管内

3. 管内面積・人口（児童人口）

相談所名	管轄区域	面積(km ²)	人口(人) 〔28.4.1〕 推計人口	H27.10.1 推計人口		
				人口(人)	児童人口(人)	比率(%)
中央	青森市	824.61	284,815	287,881	41,987	14.6
	東津軽郡	653.29	22,598	22,756	2,521	11.1
	計	1,477.90	307,413	310,637	44,508	14.3
弘前	弘前市	524.20	175,739	176,567	24,315	13.8
	黒石市	217.05	33,838	33,782	4,917	14.6
	平川市	346.01	31,887	32,098	4,565	14.2
	中津軽郡	246.02	1,387	1,446	159	11.0
	南津軽郡	223.06	32,360	32,880	4,368	13.3
	北津軽郡 (板柳町)	41.88	13,775	14,124	1,908	13.5
	計	1,598.22	288,986	290,897	40,232	13.8
八戸	八戸市	305.54	230,070	231,243	36,074	15.6
	三戸郡	969.33	67,277	67,656	8,805	13.0
	上北郡 (おいらせ町)	71.96	24,235	24,160	4,272	17.7
	計	1,346.83	321,582	323,059	49,151	15.2
五所川原	五所川原市	404.18	54,475	54,888	7,829	14.3
	つがる市	253.55	32,930	34,252	4,484	13.1
	西津軽郡	831.96	18,228	18,638	1,988	10.7
	北津軽郡 (板柳町を除く)	262.76	24,300	24,649	3,189	12.9
	計	1,752.45	129,933	132,427	17,490	13.2
七戸	十和田市	725.65	62,902	63,356	9,380	14.8
	三沢市	119.87	39,720	39,636	6,994	17.6
	上北郡 (おいらせ町を除く)	1,208.36	71,976	72,343	10,182	14.1
	計	2,053.88	174,598	175,335	26,556	15.1
むつ	むつ市	864.16	57,829	57,764	8,739	15.1
	下北郡	551.96	15,656	16,852	2,246	13.3
	計	1,416.12	73,485	74,616	10,985	14.7
合計		9,645.40	1,295,997	1,307,030	188,922	14.5

(注1) 総面積は平成27年10月1日現在の全国都道府県市町村別面積調(国土交通省国土地理院)

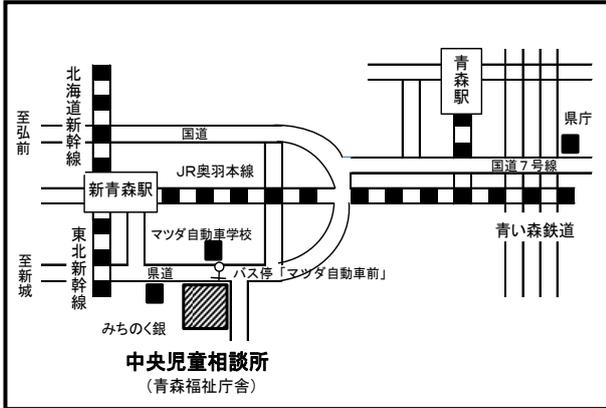
(注2) 人口は平成27年10月1日現在及び平成28年4月1日現在の推計人口(青森県統計分析課)

(注3) 県の人口には、県内市町村間移動者数を含んでいないため、各市町村の推計人口の総計とは一致しない。

4. 児童相談所の名称及び所在地

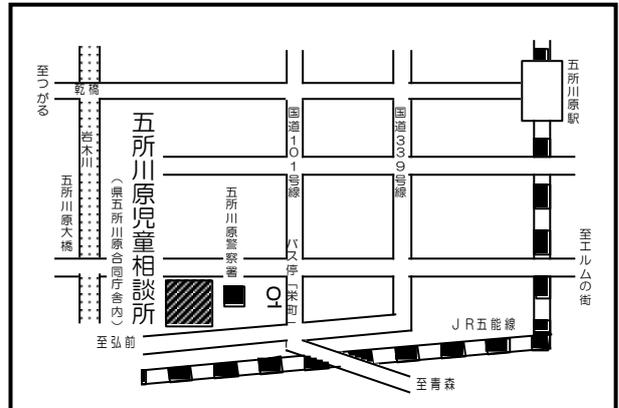
中央児童相談所

〒038-0003 青森市石江字江渡 5-1
 TEL (017) 781-9744
 FAX (017) 781-4175



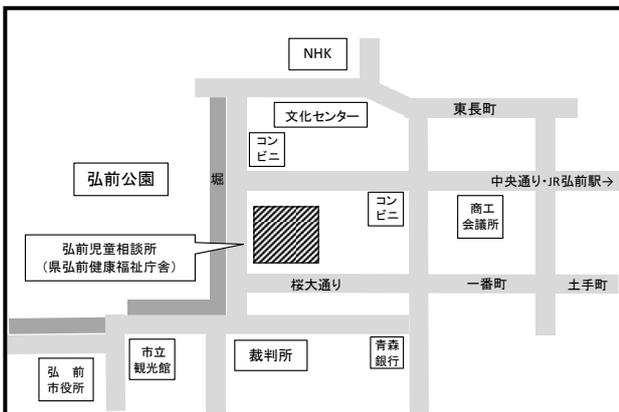
五所川原児童相談所

〒037-0046 五所川原市栄町 10
 TEL (0173) 38-1555
 FAX (0173) 38-4673



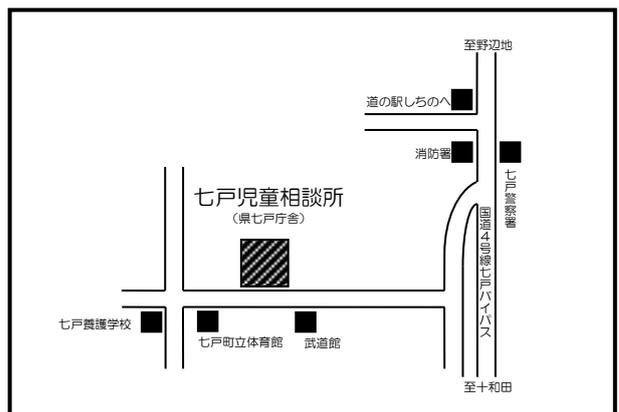
弘前児童相談所

〒036-8356 弘前市大字下白銀町 14-2
 TEL (0172) 36-7474
 FAX (0172) 36-8726



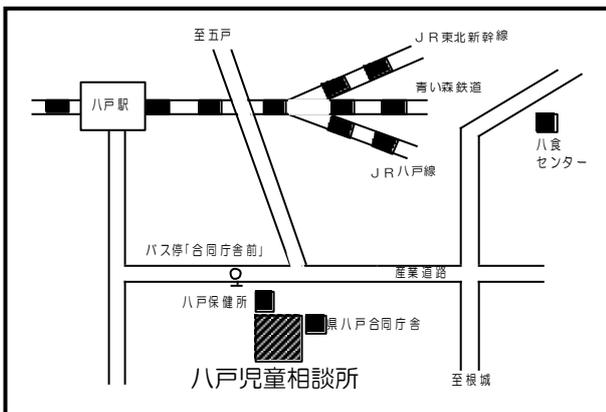
七戸児童相談所

〒039-2594 七戸町字蛇坂 55-1
 TEL (0176) 60-8086
 FAX (0176) 60-8087



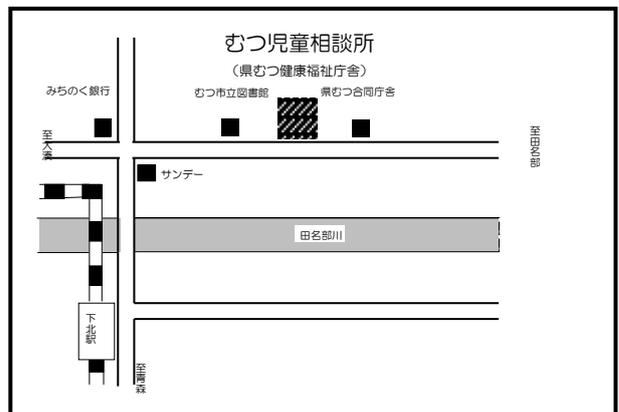
八戸児童相談所

〒039-1101 八戸市尻内町字鴨田 7
 TEL (0178) 27-2271
 FAX (0178) 27-2627



むつ児童相談所

〒035-0073 むつ市中央1丁目 3-33
 TEL (0175) 23-5975
 FAX (0175) 23-5982

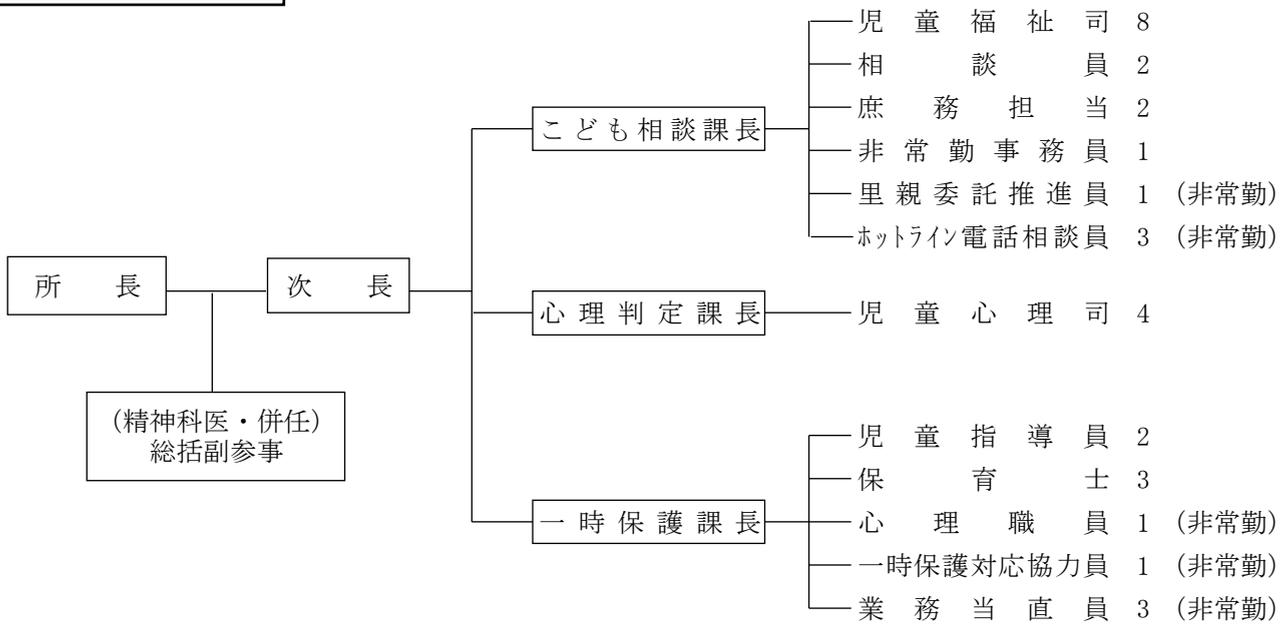


5. 組 織

H28. 4. 1現在

【東青地域県民局地域健康福祉部こども相談総室】

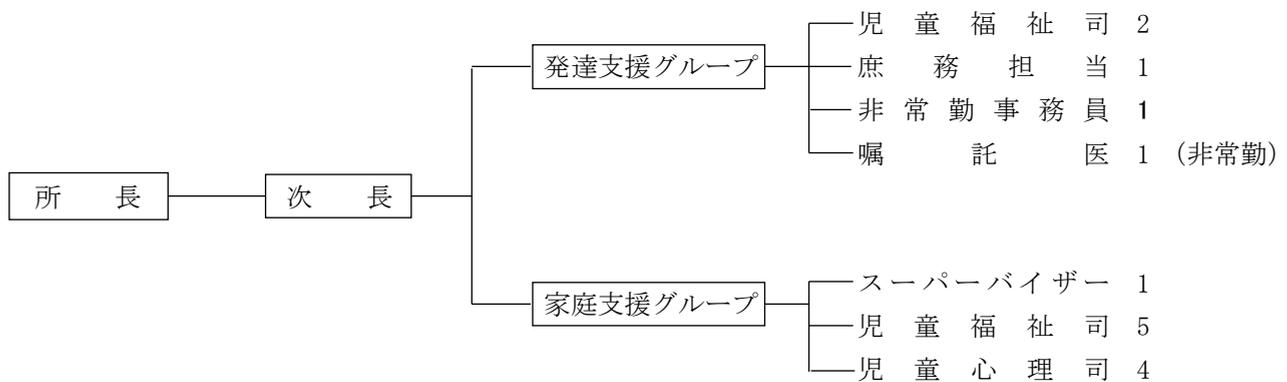
中央児童相談所



計 37 (うち非常勤10、併任1)

【中南地域県民局地域健康福祉部こども相談総室】

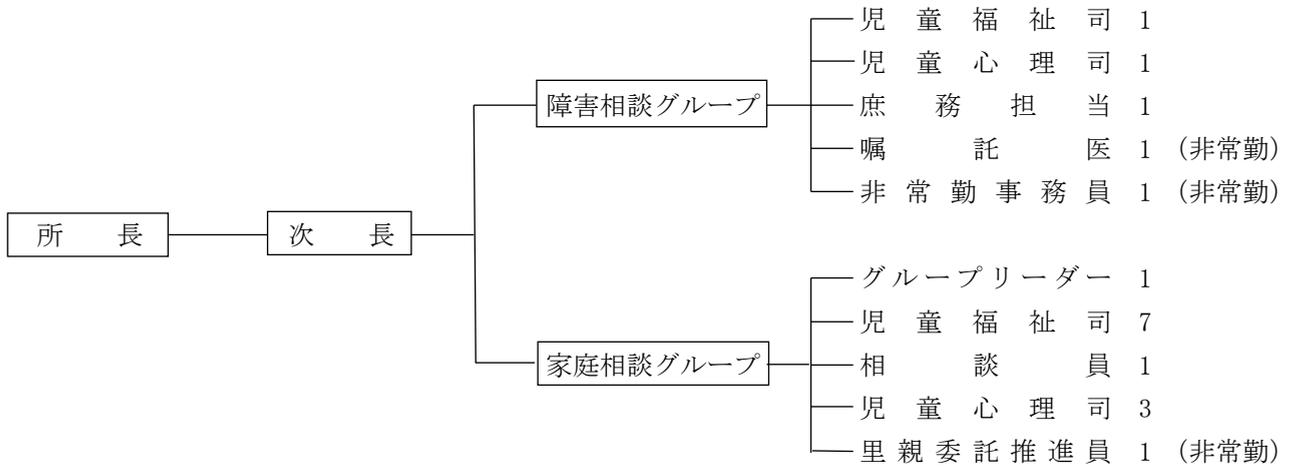
弘前児童相談所



計 17 (うち非常勤2)

【三八地域県民局地域健康福祉部こども相談総室】

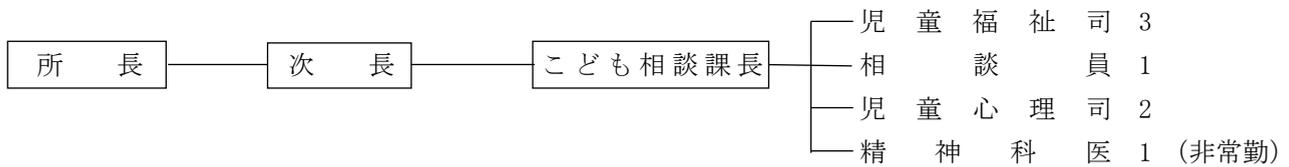
八戸児童相談所



計 20 (うち非常勤 3)

【西北地域県民局地域健康福祉部福祉こども総室】

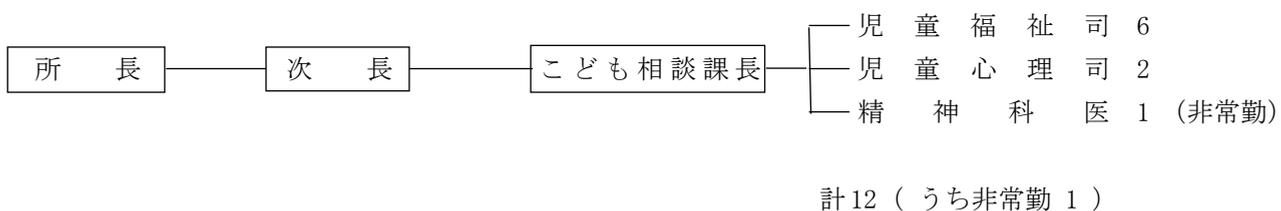
五所川原児童相談所



計 10 (うち非常勤 1)

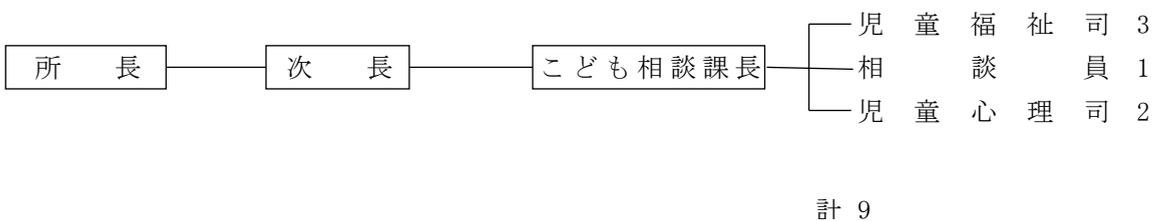
【上北地域県民局地域健康福祉部福祉こども総室】

七戸児童相談所



【下北地域県民局地域健康福祉部福祉こども総室】

むつ児童相談所



6. 沿 革

年 度	項 目
昭和 23	(昭和22.12 児童福祉法公布、昭和23.1 児童福祉法施行、昭和23.4 児童福祉法全面施行) 4月 中央児童相談所を本庁児童課内に、一時保護所を青森学園（教護院、当時青森市石江）におく。 6月 弘前児童相談所を中南地方事務所内に設置。
24	3月 中央児童相談所新築移転（青森市新町）。 8月 中央児童相談所八戸出張所設置（八戸市玄中寺下）。
26	5月 中央児童相談所八戸出張所を八戸児童相談所に昇格。
27	児童福祉法第27条第1項の知事の措置権を児童相談所長に委任。
29	4月 中央児童相談所移転（青森市寺町）。
34	中央、弘前、八戸児童相談所が次長制となる。
35	12月 中央児童相談所新築移転（青森市松森）。
44	弘前、八戸児童相談所は次長制廃止。一時保護の集中管理実施。
47	中央児童相談所は次長制を廃止し、総務係、業務係の二係制となる。
55	中央児童相談所は庶務課、業務課、一時保護課の三課制となる。
平成 元	青森福祉庁舎建設工事着工される。
3	10月 中央児童相談所新築移転（青森市石江－青森福祉庁舎内）。
5	中央児童相談所が次長制（兼務）となる。
9	4月 中央児童相談所むつ支所が県むつ合同庁舎内に開設される。
10	4月 県内各児童相談所庶務課の名称を総務課に改称。
12	4月 弘前児童相談所五所川原支所が県五所川原合同庁舎内に、八戸児童相談所七戸支所が県七戸庁舎内に開設される。 中央児童相談所は総務課、業務課、心理判定課、一時保護課の四課制となる。
14	4月 保健所、地方福祉事務所、児童相談所が県内6圏域ごとに「地方健康福祉子どもセンター」として組織改編となり、児童相談所については、各センター子ども相談部として、各支所が、むつ児童相談所、五所川原児童相談所、七戸児童相談所に格上げとなる。 各児童相談所の総務課及び業務課を廃止し、「子ども相談第一課」及び「子ども相談第二課」を新設。中央児童相談所は、子ども相談第一課、子ども相談第二課、心理判定課、一時保護課の四課制となる。
16	4月 中央児童相談所は次長制廃止。
18	4月 弘前、八戸、むつの3地域は、「地方健康福祉子どもセンター 子ども相談部」から「地域県民局 地域健康福祉部 子ども相談総室」として組織改編となる。 中央児童相談所に精神科医（常勤）が配置される。
19	4月 青森、五所川原、七戸の3地域は、「地方健康福祉子どもセンター 子ども相談部」から「地域県民局 地域健康福祉部 子ども相談総室」として組織改編される。 各児童相談所が、「子ども相談第一課」及び「子ども相談第二課」を廃止して所長の下に次長制をしき、中央児童相談所は、「子ども相談課」を新設。
20	4月 五所川原、七戸、むつの3地域は、「福祉総室」と「子ども相談総室」とを統合し、「地域県民局 地域健康福祉部福祉子ども総室」として組織改編される。
21	4月 中央児童相談所の精神科医（常勤）が廃止され、つくしが丘病院の精神科医が中央児童相談所兼務となる。
23	4月 弘前、八戸児童相談所が「心理判定グループ」を新設。
24	4月 弘前、八戸児童相談所が「心理判定グループ」を廃止。
27	3月 弘前児童相談所新築移転（弘前市下白銀町－県弘前健康福祉庁舎内）
28	4月 むつ児童相談所移転（むつ市中央1丁目3-33 県むつ健康福祉庁舎内）

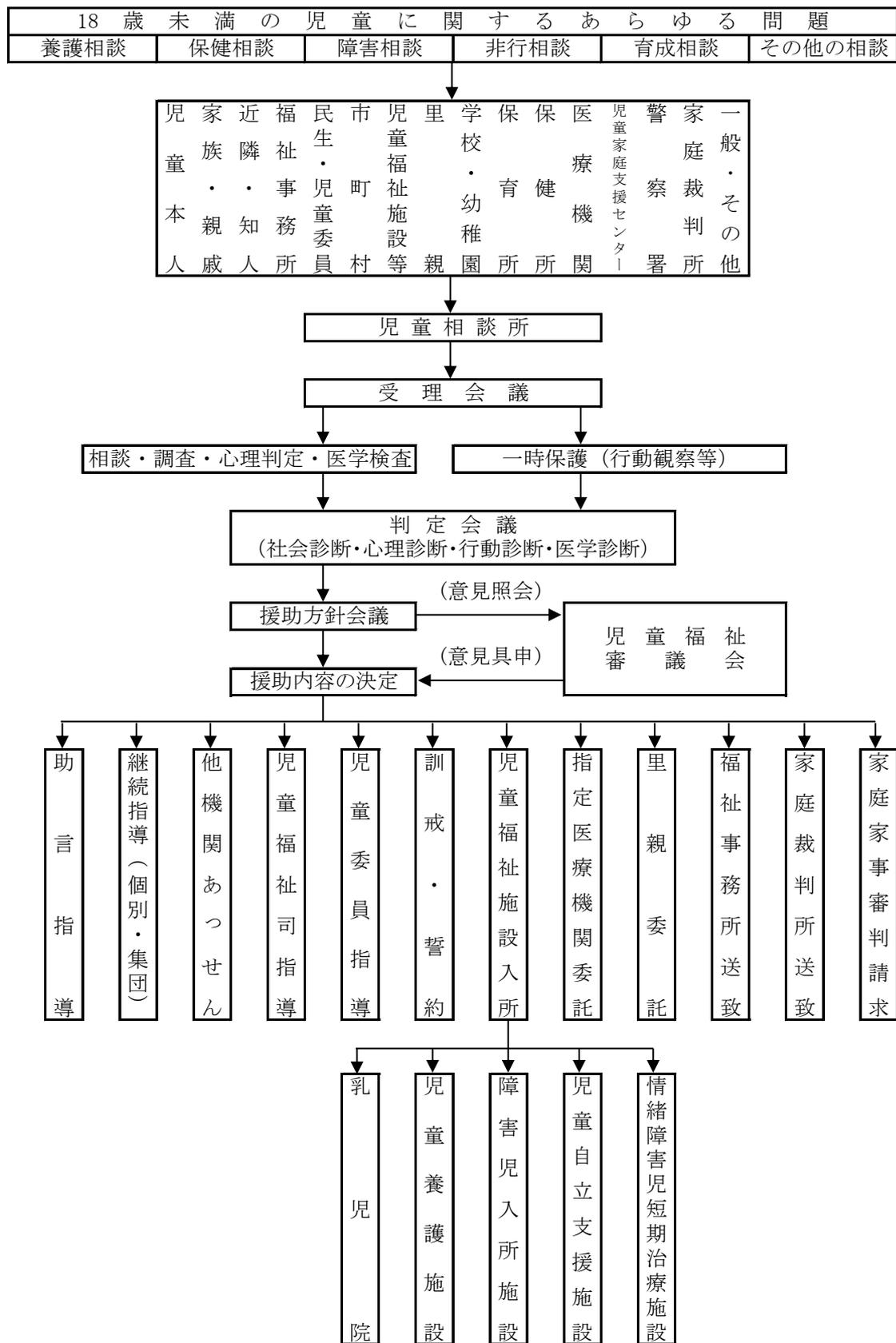
第2 児童相談所の業務

1. 相 談 業 務

(1) 相談の種類と主な内容

養護相談	養 護 相 談	父又は母等保護者の家出、失踪、死亡、離婚、入院、稼働及び服役等による養育困難児、棄児、迷子、虐待を受けた子ども、親権を喪失した親の子、後見人を持たぬ児童等環境の問題を有する子ども、養子縁組に関する相談
保健相談	保 健 相 談	未熟児、虚弱児、内部機能障害、小児喘息、その他の疾患（精神疾患を含む）等を有する子どもに関する相談
障 害 相 談	肢 体 不 自 由 相 談	肢体不自由児、運動発達の遅れに関する相談
	視 聴 覚 障 害 相 談	盲（弱視を含む）、ろう（難聴を含む）等視聴覚障害児に関する相談
	言語発達障害等相談	構音障害、吃音、失語等音声や言語の機能障害をもつ子ども、言語発達遅滞、学習障害や注意欠陥多動性障害等発達障害を有する子ども等に関する相談。ことばの遅れの原因が知的障害、自閉症、しつけ上の問題等他の相談種別に分類される場合はそれぞれのところに入れる
	重症心身障害相談	重症心身障害児に関する相談
	知的障害相談	知的障害児に関する相談
	発達障害相談	自閉症・アスペルガー症候群・その他の広汎性発達障害・学習障害・注意欠陥多動性障害の児童に関する相談
非 行 相 談	ぐ 犯 等 相 談	虚言癖、浪費癖、家出、浮浪、乱暴、性的逸脱等のご犯行為若しくは飲酒、喫煙等の問題行動のある子ども、警察署からぐ犯少年として通告のあった子ども、又は触法行為があったと思料されても警察署から法第25条による通告のない子どもに関する相談
	触 法 行 為 等 相 談	触法行為があったとして警察署から法第25条による通告のあった子ども、犯罪少年に関して家庭裁判所から送致のあった子どもに関する相談。受け付けた時には通告がなくとも調査の結果、通告が予定されている子どもに関する相談についてもこれに該当する
育 成 相 談	性 格 行 動 相 談	子どもの人格の発達上問題となる反抗、友達と遊べない、落ち着きがない、内気、緘黙、不活発、家庭内暴力、生活習慣の著しい逸脱等性格若しくは行動上の問題を有する子どもに関する相談
	不 登 校 相 談	学校及び幼稚園並びに保育所に在籍中で、登校(園)していない状態にある子どもに関する相談。非行や精神疾患、養護問題が主である場合等にはそれぞれのところに分類する
	適 性 相 談	進学適性、職業適性、学業不振等に関する相談
	育 児 ・ し つ け 相 談	家庭内における幼児のしつけ、子どもの性教育、遊び等に関する相談
そ の 他 の 相 談	里親希望に関する相談、夫婦関係等についての相談等、上記のいずれにも該当しない相談	

(2) 相談の流れ



(3) 相談の状況

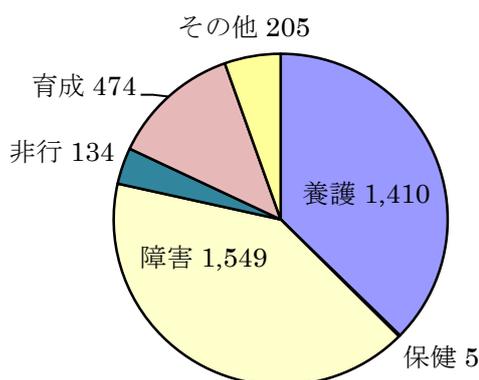
平成27年度に県内の児童相談所が受け付けた相談の総件数は3,777件で平成26年度の3,598件に比べ179件増(前年度比 104.9%)となった。

増加した相談件数は、養護(虐待)相談(54件増)、保健相談(2件増)、肢体不自由相談(15件増)、視聴覚障害相談(1件増)、言語発達障害相談(9件増)、重症心身障害相談(16件増)、知的障害相談(130件増)、性格行動相談(20件増)、その他相談(6件増)となっている。

減少した相談件数は、養護(その他)相談(15件減)、発達障害相談(20件減)、ぐ犯行為等相談(17件減)、触法行為相談(5件減)、不登校相談(10件減)、適性相談(5件減)、しつけ相談(2件減)となっている。

相談種類別では、知的障害相談及び発達障害等の障害相談が1,549件で全体の41.0%(前年度比 110.8%)、虐待相談を含む養護相談が1,410件で37.3%(前年度比 102.8%)、性格行動相談等の育成相談が474件で12.5%(前年度比 100.6%)、その他の相談が205件で5.4%(前年度比 103.0%)、非行相談が134件で3.5%(前年度比 85.9%)、保健相談が5件で0.1%(前年度比 166.7%)となっている。

図1 相談種類別児童受付数



総数 3,777 件

図2 受付件数の推移

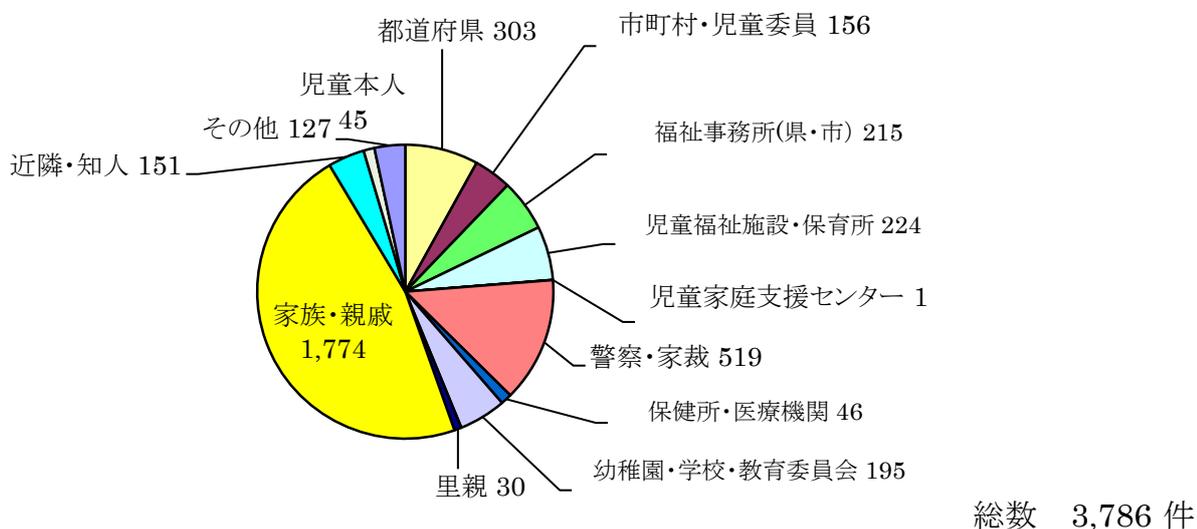


表1 相談種別児童受付数

相談種別 児童虐待 その他	養護		保健		障害				害		非行		育成			その他		計	
	児童虐待	その他	保健	健康	肢体不自由	視聴覚障害	言語発達障害等	重症心身障害	知的障害	発達障害	ぐ犯行為等	触法行為等	性格行動	不登校	適性	育児・しつけ	その他		
見相	年度	%																	
中央	26	167	121		1	17	1	209	9	16	19	85	20	15	8	51	739		
	(%)	(22.6)	(16.4)	(0.1)	(2.3)	(0.1)	(28.3)	(1.2)	(2.2)	(2.6)	(11.5)	(2.7)	(2.0)	(1.1)	(1.1)	(6.9)	(100.0)		
弘前	27	125	116	1	1	19	2	225	11	14	14	71	12	18	15	63	707		
	(%)	(17.7)	(16.4)	(0.1)	(0.1)	(2.7)	(0.3)	(31.8)	(1.6)	(2.0)	(10.0)	(1.7)	(2.5)	(2.1)	(8.9)	(100.0)			
八戸	26	171	113			1	247	14	26	8	47	24	4	2	2	44	703		
	(%)	(24.3)	(16.1)	(0.1)	(0.3)	(35.1)	(2.0)	(3.7)	(1.1)	(6.7)	(3.4)	(0.6)	(0.3)	(6.3)	(100.0)				
五所川原	27	175	111	1	2	2	303	14	30	6	41	14	2	2	39	746			
	(%)	(23.5)	(14.9)	(0.1)	(0.3)	(0.5)	(40.6)	(1.9)	(4.0)	(0.8)	(5.5)	(1.9)	(0.3)	(0.3)	(5.2)	(100.0)			
七戸	26	244	165	1	23		369	6	31	16	74	19	36	10	50	1,046			
	(%)	(30.8)	(12.2)	(0.2)	(2.7)	(0.2)	(35.3)	(0.6)	(3.0)	(1.5)	(7.1)	(1.8)	(3.4)	(1.0)	(4.8)	(100.0)			
むつ	27	397	157	3	35	2	430	15	17	19	103	26	30	1	38	1,288			
	(%)	(51)	(17.5)	(8.2)	(1.0)	(3.1)	(46.7)	(5.8)	(1.7)	(1.7)	(8.0)	(2.0)	(2.3)	(0.1)	(3.0)	(100.0)			
合計	26	52	12	1	4	136	37	11	6	23	15	3	4	7	316				
	(%)	(16.5)	(3.8)	(0.3)	(1.3)	(43.0)	(11.7)	(3.5)	(1.9)	(7.3)	(4.7)	(0.9)	(1.3)	(2.2)	(100.0)				
合計	27	51	24		3	9	136	17	5	5	9	12		2	15	291			
	(%)	(17.5)	(8.2)	(1.0)	(3.1)	(1.7)	(46.7)	(5.8)	(1.7)	(1.7)	(3.1)	(4.1)	(0.7)	(0.7)	(5.2)	(100.0)			
合計	26	160	69		8	6	162	11	12	9	32	11	15	2	31	529			
	(%)	(30.2)	(13.0)	(1.5)	(1.1)	(0.2)	(30.6)	(2.1)	(2.3)	(1.7)	(6.0)	(2.1)	(2.8)	(0.4)	(5.9)	(100.0)			
合計	27	116	54		14	2	160	1	13	10	48	14	19	1	35	490			
	(%)	(23.7)	(11.0)	(2.9)	(0.4)	(0.6)	(32.7)	(0.2)	(2.7)	(2.0)	(9.8)	(2.9)	(3.9)	(0.2)	(7.1)	(100.0)			
合計	26	64	33	1	8	7	106	6	1	1	18	2	1	1	16	265			
	(%)	(24.2)	(12.5)	(0.4)	(3.0)	(2.6)	(40.0)	(2.3)	(0.4)	(0.4)	(6.8)	(0.8)	(0.4)	(0.4)	(6.0)	(100.0)			
合計	27	48	36		4	7	105	5	1		27	3		4	15	255			
	(%)	(18.8)	(14.1)	(1.6)	(2.7)	(41.2)	(2.0)	(0.4)	(10.6)	(1.2)	(1.6)	(1.6)	(1.6)	(5.9)	(100.0)				
合計	26	858	513	3	44	32	1,229	83	97	59	279	91	74	27	199	3,598			
	(%)	(23.8)	(14.3)	(0.1)	(1.2)	(0.9)	(34.2)	(2.3)	(2.7)	(1.6)	(7.8)	(2.5)	(2.1)	(0.8)	(5.5)	(100.0)			
合計	27	912	498	5	59	41	1,359	63	80	54	299	81	69	25	205	3,777			
	(%)	(24.1)	(13.2)	(0.1)	(1.6)	(1.1)	(36.0)	(1.7)	(2.1)	(1.4)	(7.9)	(2.1)	(1.8)	(0.7)	(5.4)	(100.0)			

相談の経路別の受付状況は、図3のとおりである。家族・親戚からの相談が1,774件で最も多く、次いで警察・家裁からの相談が519件、都道府県からの相談が303件等となっている。

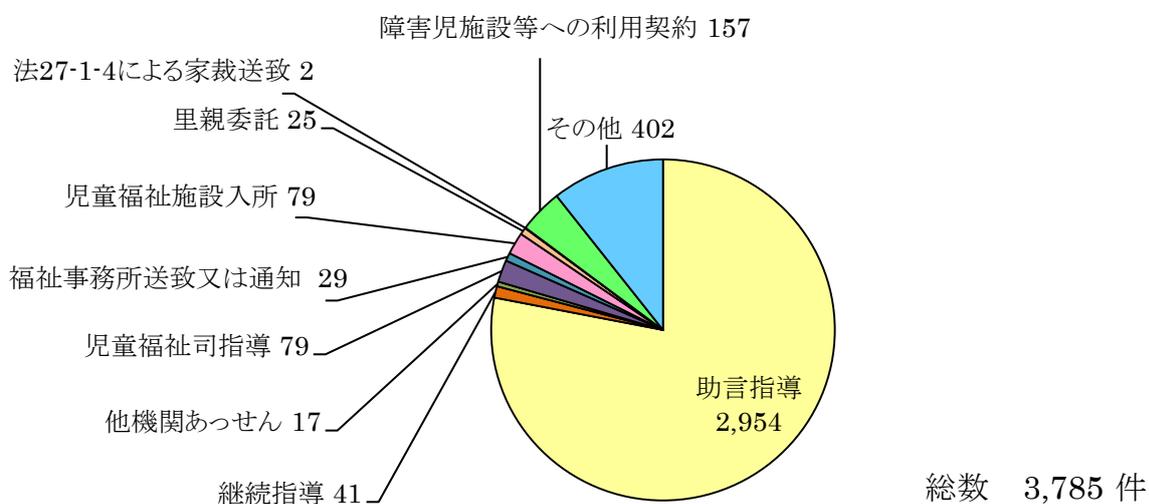
図3 経路別児童受付



※ 図1と図3の合計数に誤差が生じるのは、図1が年齢別の合計であるため年齢不明分が除かれていること、図3は男女別の合計であるため性別不明分が除かれていることによる。

平成27年度中に措置・処理した件数は3,785件である。助言指導で処理をしたものが2,954件で78.0%を占め、次いでそのほかが402件、障害児施設等への利用契約が157件、児童福祉司指導が79件、児童福祉施設入所が79件等となっている。

図4 措置・処理の状況



※ 図4の措置・処理件数の中には、27年度未処理のものは含まれていない。

表2 相談処理数

処理 年度%	相談処理数													計		
	児童相談所	助言指導	継続指導	他機関あつせん	児童福祉司指導	児童委員指導	タリ指導・支援センター 指導・指導委託	は福祉事務所送致又 通知	訓戒・誓約	児童福祉施設入所	指定医療機関委託	里親委託	る家庭裁判所送致		障害児施設等への 利用契約	その他
26 (%)	616 (84.8)	8 (1.1)	8 (1.1)	9 (1.3)	11 (1.6)	15 (2.1)	2 (0.3)	6 (0.8)		11 (1.5)		7 (1.0)		6 (0.8)	64 (8.8)	726 (100.0)
27 (%)	593 (84.1)	5 (0.7)	11 (1.6)	9 (1.3)	11 (1.6)	15 (2.1)		7 (1.0)		9 (1.3)		6 (0.9)	2 (0.3)	11 (1.6)	52 (7.4)	705 (100.0)
26 (%)	603 (85.2)	11 (1.6)	15 (2.1)		2 (0.3)					13 (1.8)		4 (0.6)		3 (0.4)	57 (8.1)	708 (100.0)
27 (%)	633 (81.6)	4 (0.5)	17 (2.2)	1 (0.1)	17 (2.2)					22 (2.8)				17 (2.2)	82 (10.6)	776 (100.0)
26 (%)	773 (73.8)	9 (0.9)	25 (2.4)	2 (0.2)	25 (2.4)			2 (0.2)		24 (2.3)		2 (0.2)		26 (2.5)	185 (17.7)	1,048 (100.0)
27 (%)	921 (73.7)	10 (0.8)	38 (3.0)	3 (0.2)	38 (3.0)			3 (0.2)		25 (2.0)		12 (0.9)		84 (6.6)	173 (13.6)	1,269 (100.0)
26 (%)	242 (77.3)	2 (0.6)	6 (1.9)	3 (1.0)	6 (1.9)			6 (1.9)		5 (1.6)		1 (0.3)		16 (5.1)	32 (10.2)	313 (100.0)
27 (%)	236 (77.1)	9 (2.9)		3 (1.0)				11 (3.6)		4 (1.3)		3 (1.0)		14 (4.6)	26 (8.5)	306 (100.0)
26 (%)	407 (78.1)	2 (0.4)	13 (2.5)	2 (0.4)	13 (2.5)			4 (0.8)		25 (4.8)		2 (0.4)		15 (2.9)	51 (9.8)	521 (100.0)
27 (%)	388 (78.7)	4 (0.8)	10 (2.0)		10 (2.0)			7 (1.4)		12 (2.4)				31 (6.3)	41 (8.3)	493 (100.0)
26 (%)	197 (72.2)	10 (3.7)		2 (0.7)						5 (1.8)		3 (1.1)		17 (6.2)	39 (14.3)	273 (100.0)
27 (%)	183 (77.5)	9 (3.8)	3 (1.3)	1 (0.4)	3 (1.3)			1 (0.4)		7 (3.0)		4 (1.7)			28 (11.9)	236 (100.0)
26 (%)	2,838 (79.1)	42 (1.2)	67 (1.9)	9 (0.3)	67 (1.9)	2 (0.1)		18 (0.5)		83 (2.3)		19 (0.5)		83 (2.3)	428 (11.9)	3,589 (100.0)
27 (%)	2,954 (78.0)	41 (1.1)	79 (2.1)	17 (0.4)	79 (2.1)			29 (0.8)		79 (2.1)		25 (0.7)	2 (0.1)	157 (4.1)	402 (10.6)	3,785 (100.0)

ア 養護相談

養護相談に至った原因及び処理内容については表3のとおりである。主な原因としては、家族環境（虐待、経済的理由等）から生じた問題が89.1%（前年度比108.9%）を占めている。

表3 養護相談の理由別処理件数

処 理	理由別					家 族 環 境		その他	計
	家出	死亡	離婚	傷病	虐待	その他			
児童福祉施設入所				12	21	19		52	
里親委託		1			9	12	2	24	
助言指導	4	3	2	49	796	302	68	1,224	
継続指導					8	7		15	
児童福祉司指導					52	11	2	65	
その他				1	36	6	13	56	
計 (%)	4 (0.3)	4 (0.3)	2 (0.1)	62 (4.3)	922 (64.2)	357 (24.9)	85 (5.9)	1,436 (100.0)	

※ 子ども虐待関係

表4 虐待相談処理（対応）件数

年度	児相							計
	中央	弘前	八戸	五所川原	七戸	むつ		
平成25年度	202 (13)	138	212 (1)	50 (1)	140 (1)	80 (1)	822 (17)	
平成26年度	167 (9)	170 (3)	242 (1)	42	150 (1)	63 (1)	834 (15)	
平成27年度	127 (11)	178 (2)	383	61 (1)	127 (2)	46	922 (16)	

注：（ ）は電話相談再掲

図5 虐待相談処理件数の推移

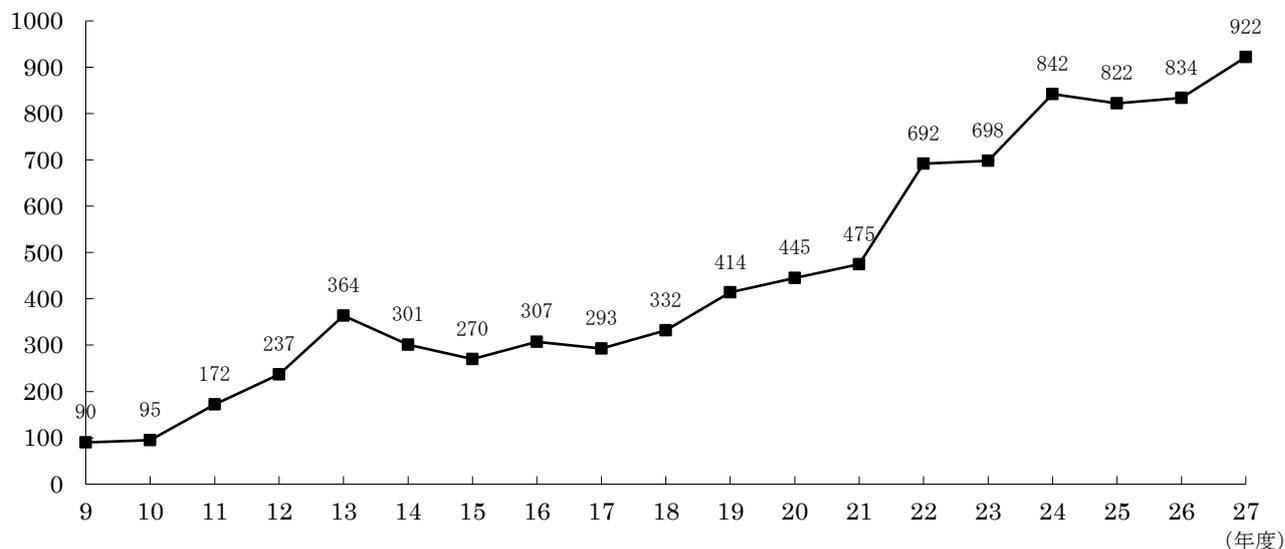


表5 虐待の内容

児相	虐待の内容		身体的虐待	性的虐待	心理的虐待	保護の怠慢・拒否 (ネグレクト)	計
	年度						
中 央	25		83 (4)	3	102 (4)	14 (5)	202 (13)
	26		62 (8)	1	75	29 (1)	167 (9)
	27		28 (10)		76	23 (1)	127 (11)
弘 前	25		42		86	10	138
	26		40 (1)	1	112 (2)	17	170 (3)
	27		57 (2)		96	25	178 (2)
八 戸	25		70	2	121 (1)	19	212 (1)
	26		64	1	137 (1)	40	242 (1)
	27		92	10	198	83	383
五所川原	25		12 (1)		25	13	50 (1)
	26		7	1	24	10	42
	27		11	1	31 (1)	18	61 (1)
七 戸	25		37	2	58 (1)	43	140 (1)
	26		35	1 (1)	73	41	150 (1)
	27		48	2	47	30 (2)	127 (2)
む つ	25		19 (1)		45	16	80 (1)
	26		20 (1)	1	33	9	63 (1)
	27		11		28	7	46
計	25		263 (6)	7	437 (6)	115 (5)	822 (17)
	26		228 (10)	6 (1)	454 (3)	146 (1)	834 (15)
	27		247 (12)	13	476 (1)	186 (3)	922 (16)

注：（ ）は電話相談の再掲

表6 被虐待児童の年齢別内訳（六児相合計）

年度	虐待の内容		身体的虐待				性的虐待				心理的虐待				保護の怠慢・拒否				合計			
	年齢	性別	男	女	不詳	小計	男	女	不詳	小計	男	女	不詳	小計	男	女	不詳	小計	男	女	不詳	合計
平成26年度	0～3歳未満		10	9	1	20					58	42		100	16	12		28	84	63	1	148
	3～学齢前児童		21	19		40					54	42	(1)	96	11	10		21	86	71		157
	小学生		41	29		70	1			1	76	80		156	40	21		61	158	130		288
	中学生		32	34		66		3		3	33	29		62	16	13		29	81	79		160
	高校生・その他		14	18		32	1	1		2	23	16		39	2	5		7	40	40		80
不詳											1			1						1		1
計			118	109	1	228	2	4	6	6	244	210	(2)	454	85	61		146	449	384	1	834
平成27年度	0～3歳未満		11	14		25					65	60		125	23	20		43	99	94		193
	3～学齢前児童		28	14		42					44	65		109	21	23		44	93	102		195
	小学生		50	34		84	3	2	5	5	78	75	(1)	153	28	27		55	159	138		297
	中学生		29	29		58	1	6	7	7	30	33		63	14	18		32	74	86		160
	高校生・その他		13	22	2	37		1	1	1	9	16		25	7	5		12	29	44	2	75
不詳																				1	1	2
計			131	114	2	247	4	9	13	13	226	249	(1)	476	93	93		186	454	465	3	922

注：（ ）は電話相談の再掲

表7 虐待相談通告経路

年度	経路 児相	家族	親戚	隣・知人	児童本人	福祉事務所	児童委員	保健所	医療機関	児童施設等	警察等	学校等	市町村	その他	虐待者本人 (再掲)	計
平成26年度	中央	11 (2)	4	22 (6)	1				2	3	95	13		16 (1)	2	167 (9)
	前弘	28 (1)		28 (2)						2	96	3	4	9	5	170 (3)
	八戸	8	8	22 (1)	1				6	3	152	25	7	10	2	242 (1)
	五所川原	7			1				4		27			3	1	42
	七戸	17	2	6	1 (1)	22			5	5	61	12	4	15	1	150 (1)
平成27年度	つむ		3	6		4					39	5 (1)	2	4		63 (1)
	計	71 (3)	17	84 (9)	4 (1)	26			17	13	470	58 (1)	17	57 (1)	11	834 (15)
	中央	14 (6)		5 (2)	3 (1)				2	2	66	13 (1)	11	11 (1)		127 (11)
	前弘	22 (1)		24	3		2		3	2	87	21	4	10 (1)	4	178 (2)
	八戸	59	21	58	7	1			6	12	133	52	10	24	22	383
平成27年度	五所川原	5		5				1	1	3	27	15 (1)		4		61 (1)
	七戸	8	4 (2)	8		6			7	1	70	8	4	11		127 (2)
	つむ	2		1		2			3		35		1	2		46
計	110 (7)	25 (2)	101 (2)	13 (1)	9	2	1	22	20	418	109 (2)	30	62 (2)	26	922 (16)	

注：() は電話相談の再掲

表8 虐待者について

年度	虐待者 児相	実父	実父以外 の親	実母	実母以外 の親	祖父	祖母	兄弟	兄弟	義兄弟	親戚	その他	不詳	両親 (再掲)	計
		79 (2)	4	74 (7)									10		
平成26年度	中	80 (2)	13	71 (1)	3									5	170 (3)
	弘	114	17	91	1							18	1 (1)	16	242 (1)
平成27年度	五所川原	15	14	13										13	42
	七戸	76	8	63	1 (1)	2								10	150 (1)
平成28年度	つむ	29	5	24 (1)								5			63 (1)
	計	393 (4)	61	336 (9)	5 (1)	3	2					33	1 (1)	57	834 (15)
平成29年度	中	61 (2)	12	46 (6)								8 (3)		13	127 (11)
	弘	79	6 (1)	88								5 (1)		7	178 (2)
平成30年度	八戸	157	34	175	10	2	3				2			15	383
	五所川原	24 (1)	7	26		2	1					1		1	61 (1)
平成31年度	七戸	48	19	54 (2)		2	2					1	1	6	127 (2)
	つむ	32	6	7								1			46
	計	401 (3)	84 (1)	396 (8)	10	6	6				2	16 (4)	1	42	922 (16)

注：（ ）は電話相談の再掲

表9 虐待相談処理状況

年度	処理 児相	助 言 指 導	継 続 指 導	他あ っ 機 せ 関 ん	児指 童 福 社 司 導	児施 童 設 等 福 入 社 所	里 親 委 託	そ の 他	計
平成 26 年 度	中 央	139 (9)	3		5	5		15	167 (9)
	弘 前	159 (2)	1		3	2		5 (1)	170 (3)
	八 戸	218 (1)			16	6	2		242 (1)
	五所川原	35	2		2	2		1	42
	七 戸	120	1	2	9	12		6 (1)	150 (1)
	む つ	58 (1)	3			2			63 (1)
	計	729 (13)	10	2	35	29	2	27 (2)	834 (15)
平成 27 年 度	中 央	106 (10)	1	2	8	4		6 (1)	127 (11)
	弘 前	171 (1)			3	3		1 (1)	178 (2)
	八 戸	313		2	31	11	7	19	383
	五所川原	56 (1)	1				2	2	61 (1)
	七 戸	114 (2)	1		7	2		3	127 (2)
	む つ	36	5	1	3	1			46
	計	796 (14)	8	5	52	21	9	31 (2)	922 (16)

注：（ ）は電話相談の再掲
 その他は、福祉事務所送致等

※ 家族再統合にかかる取り組み状況

表10 家族再統合の取り組みにかかる評価

	対 象 ケ ー ス	ケース数 (件)	対象ケース全体に占める割合
施設 入所	家 庭 復 帰 し た ケ ー ス	10	13%
	親子関係や生活の改善が見られたケース	41	51%
	変化が見られなかったケース	29	36%
	計	80	100%
在宅	親子関係や生活の改善が見られたケース	39	91%
	変化が見られなかったケース	4	9%
	計	43	100%

表11 家族再統合ケース数

年度 (件数) 対象ケース		平成27年度 (件数)				平成26年度 (件数)			
		終了	進行中	中断	計	終了	進行中	中断	計
施設 入所	法28条ケース	1	6		7		7		7
	家庭引き取り前提	8	23	2	33	3	8	9	20
	引き取り前提なし	14	22	4	40	4	27	4	35
在宅	在 宅	29	14		43	23	6		29
計		52	65	6	123	30	48	13	91

※ 里親制度について

里親は、児童を一時的又は継続的に自分の家庭内に預かって養育することを希望する者であって、都道府県知事が適当と認定した者である。

里親制度は、家庭的環境に恵まれない児童を個人の家庭に預け、その温かい愛情と家庭的雰囲気の中で育てようとする制度である。

県内の委託状況は表12のとおりである。（前年度登録里親数 121、委託里子数 59）

表12 県内の里親・里子の状況

(平成28年3月末現在)

児 相	登録里親数	委 託 里 親		委託里子数
		実 数	受託率 (%)	
中 央	34	16	47.1	19
弘 前	23	5	21.7	6
八 戸	42	14	33.3	23
五 所 川 原	9	4	44.4	6
七 戸	14	6	42.9	6
む つ	6	2	33.3	4
計	128	47	36.7	64

※ 小規模住居型児童養育事業（ファミリーホーム）について

小規模住居型児童養育事業（ファミリーホーム）とは、保護者のない児童又は保護者に監督させることが不相当であると認められる児童の養育に関し、相当の経験を有する者等の住居において複数の児童について養育を行う事業である。

県内の利用状況は表13のとおりである。

表13 小規模住居型児童養育事業の利用状況

(平成28年3月末現在)

児 相	管内事業所数	定員	入所(年度中)		退所 (年度中)		年度末在籍	
			措置人員	その他	措置人員	その他	措置人員	その他
中 央	2	12	1		1		7	
弘 前								
八 戸	2	12	3		1		9	
五 所 川 原								
七 戸							1	
む つ							3	
計	4	24	4		2		20	

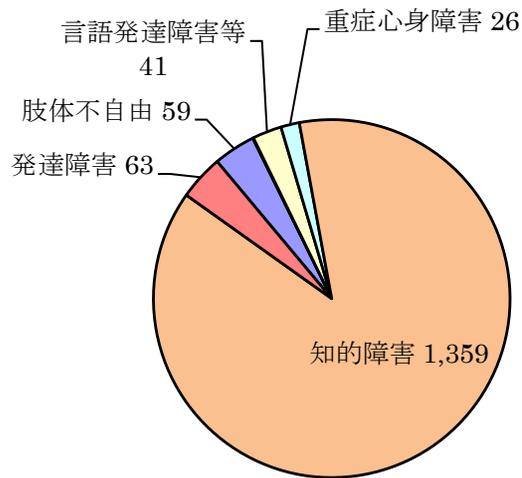
※ 里親等委託率（平成28年3月末現在）

$$= \frac{\text{里親委託児童数(64人)} + \text{ファミリーホーム委託児童数(21人)}}{\text{乳児院入所児童(24人)} + \text{養護施設入所児童(231人)} + \text{里親・ファミリーホーム委託児童(85人)}} = 25\%$$

イ 障害相談

障害相談は、件数・割合とも最も多く、その中でも知的障害相談は障害相談の87.7%を占めている。

図6 障害相談受付件数



総数 1,549 件

表14 障害児施設別利用状況

(平成28年4月1日現在)

施設種別 児相	福（知的障害児入所施設）	福（自閉症児入所施設）	福（盲児入所施設）	福（ろうあ児入所施設）	福（肢体不自由児入所施設）	医（肢体不自由児入所施設）	医（重症心身障害児入所施設）	指（重症心身障害児入所施設）	合計
中央	12					1	1		14
弘前	11					1		10	22
八戸	24					13	3	5	45
五所川原	18					1		5	24
七戸	29					3	2	1	35
むつ	13					2	1		16
合計	107					21	7	21	156

ウ 非行相談

非行相談は前年度より22件の減少となっており、「家出・浮浪」及び「窃盗」が多くを占める傾向は前年度と同様である。なお、これらの件数は主たる問題行動の内容を1件として計上しており、通常は問題行動の内容が複数であることが多い。

図7 非行相談の受付件数の推移

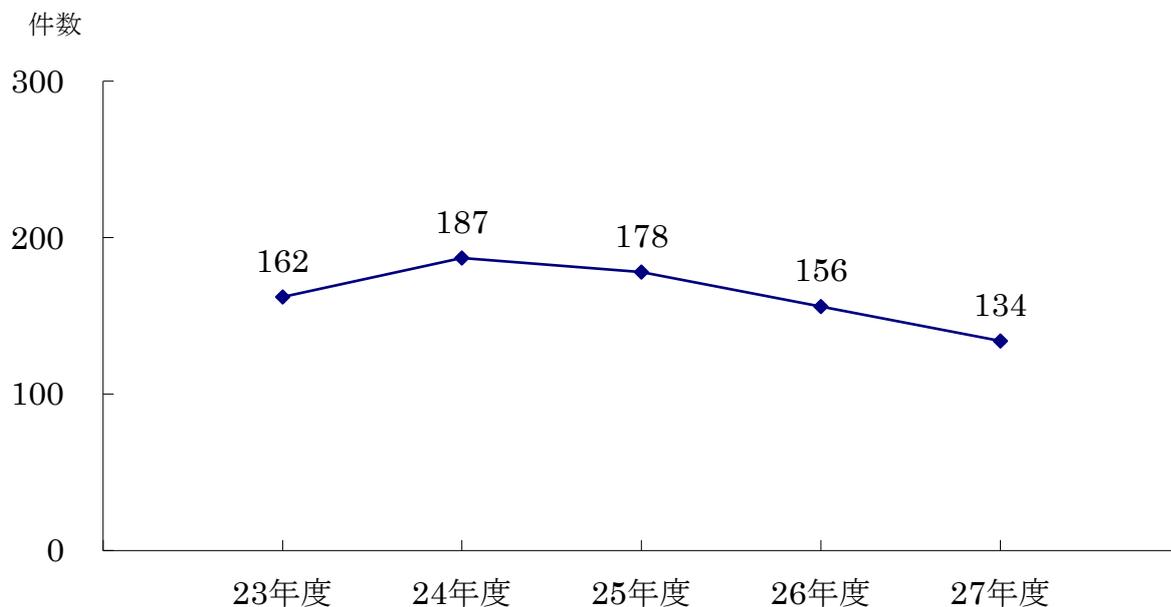


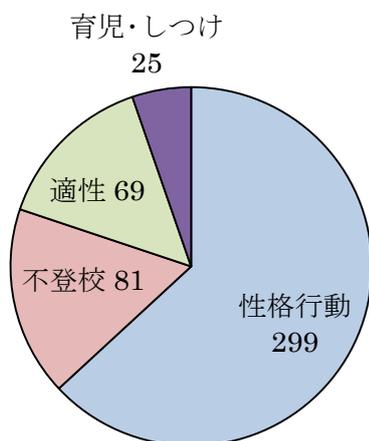
表15 非行相談の問題行動別処理件数

問題行動別 処理	ぐ 犯 行 為 等 相 談								触 法 行 為 等 相 談				計
	暴 力	虚 言 癖	浪 費 癖	家 出 ・ 浮 浪	自 家 金 銭 持 出	シ ン ナ ー 等 吸 引	性 的 逸 脱	そ の 他	窃 盗	傷 害 ・ 恐 か つ	放 火 ・ 弄 火	そ の 他	
児童福祉施設入所	1	1		1	1		1	5	1				11
助 言 指 導	6			14	11		5	21	36			6	99
継 続 指 導				3				1	2				6
児童福祉司指導	2			1	1		3		1	1		1	10
そ の 他				1					4	1		2	8
計	9	1		20	13		9	27	44	2		9	134

エ 育成相談

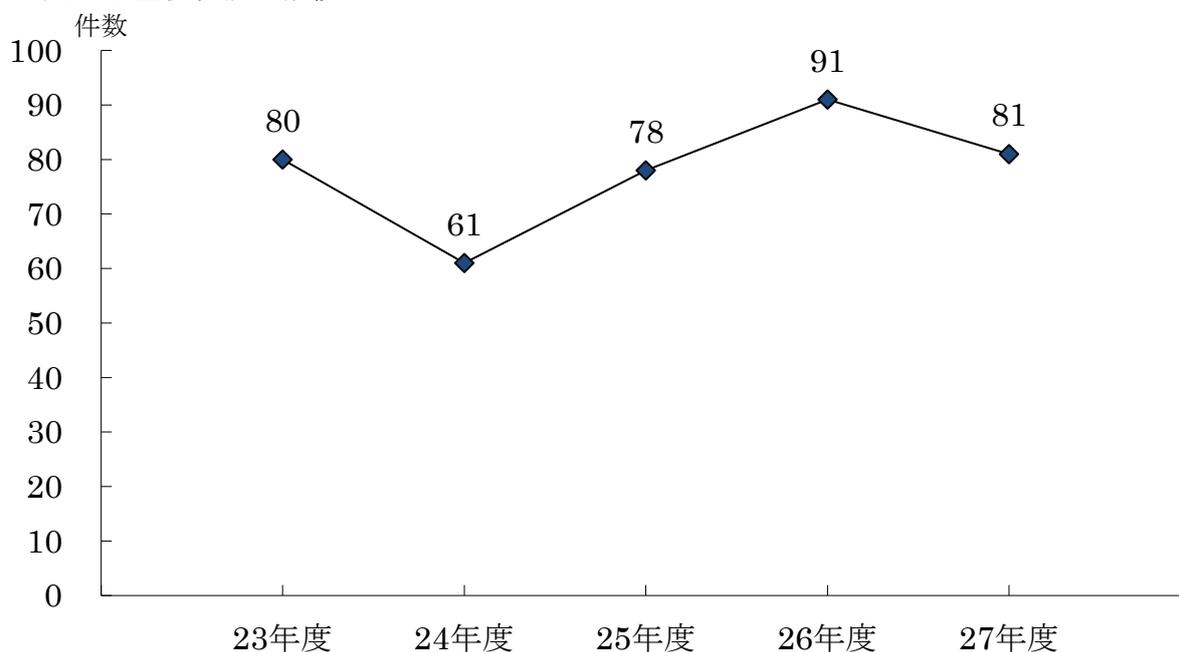
育成相談の相談内容による受付状況は図8のとおりで、前年度の471件に比べ3件増加している。増加した相談内容は、性格行動相談299件（前年度 279件）となっている。減少した相談内容は、不登校相談81件（前年度 91件） 適性相談69件（前年度74件） 育児・しつけ相談25件（前年度27件） となっている。

図8 育成相談受付件数



総数 474 件

図9 不登校相談の推移



※ 不登校相談について

平成27年度の不登校相談受付件数は、前年度と比べ10件減少している。

表16 不登校相談受付件数

年度 児相	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
中 央	16	13	26	20	12
弘 前	18	13	10	24	14
八 戸	14	19	20	19	26
五所川原	6	4	6	15	12
七 戸	20	10	12	11	14
む つ	6	2	4	2	3
合 計	80	61	78	91	81

表17 不登校相談処理状況

処 理 児相	助言指導	継続指導	福祉司指導	施設入所	その他	計
中 央	11				1	12
弘 前	16					16
八 戸	26					26
五所川原	12	1			1	14
七 戸	14					14
む つ	5					5
合 計	84	1			2	87

2. 判定業務

相談種別判定件数は表18のとおり1,129件で、前年度に比べ45件増加（前年度比104.2%）しており、相談件数に対する判定実施の割合は31.4%（前年度30.1%）で、前年度に比べ1.3ポイント増加している。判定件数を相談種別で見ると、障害相談に関するもの、養護相談に関するもの、育成相談に関するもの、非行に関するものの順になっている。

医学的・心理診断指導については、表19のとおりである。医学的診断指導は前年度に比べ187件増加、心理診断指導では345件増加となっている。

表18 相談種別判定件数

児相 相談種別	中央	弘前	八戸	五所川原	七戸	むつ	計
養護	10	48	43	3	21	7	132
保健							
肢体不自由							
視聴覚障害							
言語発達障害等	19	5		7	1	1	33
重症心身障害							
知的障害	144	218	217	86	98	59	822
発達障害	8	4		7			19
ぐ犯行為等		6	3	2	3		14
触法行為等	2	4	3	2	1		12
性格行動	11	6	8	3	21	5	54
不登校		1		1	1		3
適性	9		13		18		40
育児・しつけ							
その他							
計	203	292	287	111	164	72	1,129

表19 医学的・心理検査状況

検査 対象者	医学的診断指導				心理診断指導						
	診察 指導	医学的 検査	その他	計	知能 検査	発達 検査	人格 検査	その他 の検査	面接・ 観察・ 指導	計	
中 央	児 童	154	132	53	339	160	205	14	5	223	607
	保 護 者	127			127				4	228	232
	そ の 他	20			20					44	44
弘 前	児 童	81			81	250	143	70	16	434	913
	保 護 者	85			85				2	388	390
	そ の 他	6			6					126	126
八 戸	児 童	102			102	242	106	119	15	329	811
	保 護 者	122			122				2	271	273
	そ の 他	5			5					53	53
五 所 川 原	児 童	47			47	106	39	37	6	137	325
	保 護 者	50			50				1	122	123
	そ の 他	5			5					33	33
七 戸	児 童	47		6	53	124	78	40	12	226	480
	保 護 者	49			49					165	165
	そ の 他	6		6	12					166	166
む つ	児 童	31			31	57	52	13	3	84	209
	保 護 者	35			35					85	85
	そ の 他	3			3					32	32
合 計	児 童	462	132	59	653	939	623	293	57	1,433	3,345
	保 護 者	468			468				9	1,259	1,268
	そ の 他	45		6	51					454	454
	計	975	132	65	1,172	939	623	293	66	3,146	5,067

図10 判定件数の推移

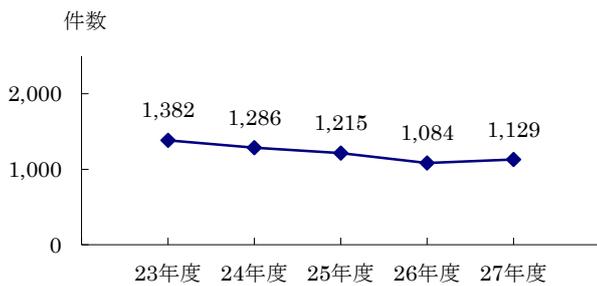


図11 医学的診断指導件数の推移

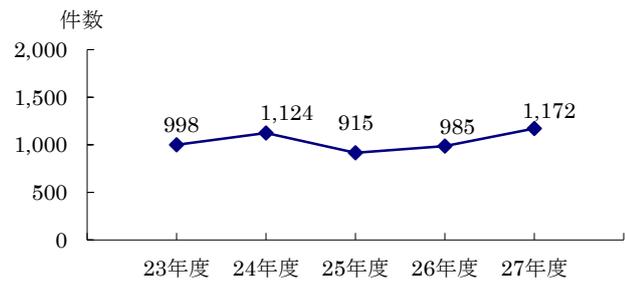


図12 心理診断指導件数の推移



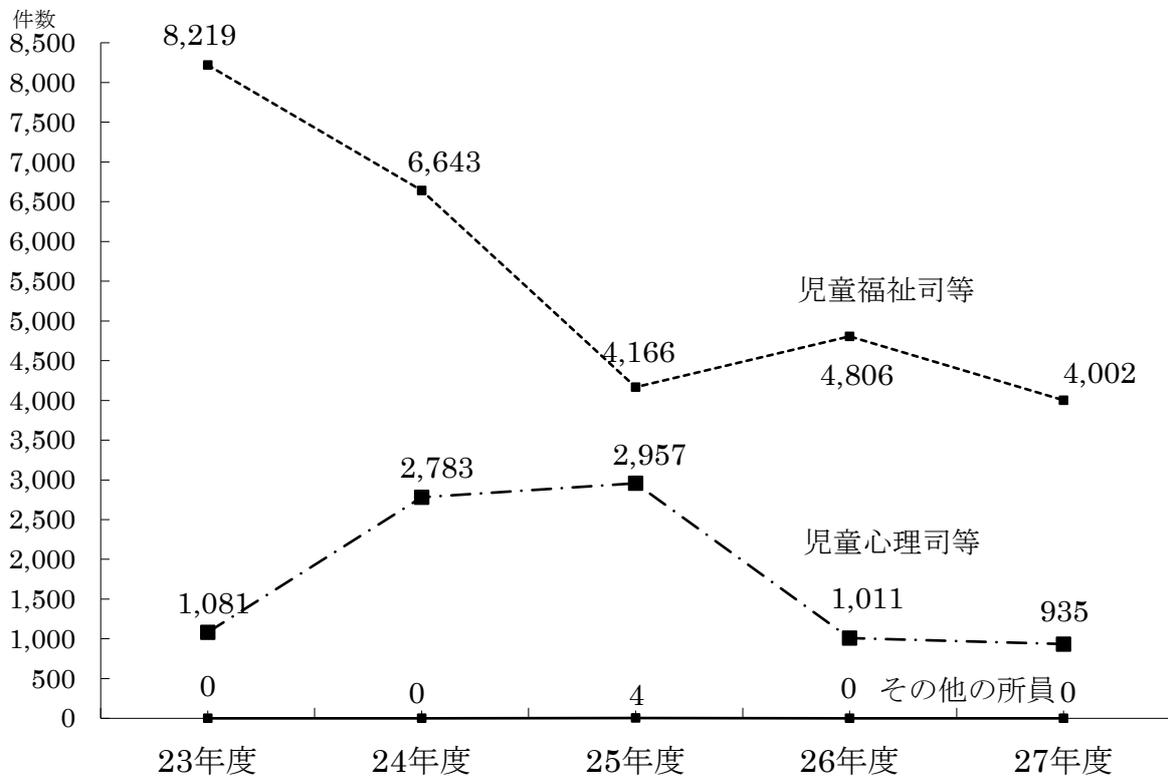
表20 判定書（証明書等）等の交付状況

内 容	児 相						合 計
	中 央	弘 前	八 戸	五所川原	七 戸	む つ	
特別児童扶養手当診断書	16	12	14	27	17	12	98
愛 護 手 帳	159	190	210	79	91	56	785
障 害 児 保 育 意 見 書	4				15		19
そ の 他 (福祉手当・障害証明書等)	55	65		54	33	16	223
合 計	234	267	224	160	156	84	1,125

表21 心理療法・カウンセリングの状況

対 象 別		心理療法・カウンセリングの状況			
		医 師	児 童 心 理 司 等	児 童 福 祉 司 等	そ の 他 の 所 員
六 児 相 合 計	児 童		402	785	
	保 護 者		194	1,505	
	そ の 他		339	1,712	
	計		935	4,002	

図13 心理療法・カウンセリングの推移（医師を除く）



3. 一時保護業務

(1) 県内児童相談所の一時保護の状況

ア 実人員及び延人員

平成27年度に県内六児童相談所で一時保護(保護委託を含む)した児童の実人員の総数は198人であり、前年度に比べ30人の増となっている。個別に見ると、「中央児相の一時保護」は、八戸で17人、五所川原で3人の増であるが、中央で8人、弘前で2人、七戸で2人、むつで1人の減であった。「所内保護」では、中央で8人、八戸で2人の増であるが、五所川原で1人、七戸で2人の減であった。「保護委託」では、弘前で9人、八戸で20人、むつで3人の増であるが、中央で8人、五所川原で1人、七戸で7人の減であった。

また、延人員の総数は3,596人であり、前年度と比べ666人増加している。

表22 一時保護の状況 (六児相)

(単位：人)

年度	区分	児相別	保護の内容	実人員	延人員
26年度	中央		中央児相の一時保護(昼間分を除く)	21	299
			昼間一時保護		
			保護委託	19	294
			計	40	593
	弘前		中央児相の一時保護	15	426
			所内保護	3	3
			保護委託	9	97
			計	27	526
	八戸		中央児相の一時保護	22	602
			所内保護	2	2
			保護委託	25	255
			計	49	859
	五所川原		中央児相の一時保護	3	85
			所内保護	1	1
			保護委託	8	77
			計	12	163
	七戸		中央児相の一時保護	15	646
			所内保護	2	2
			保護委託	18	21
			計	35	669
	むつ		中央児相の一時保護	3	115
所内保護					
保護委託			2	5	
計			5	120	
合計		中央児相の一時保護(昼間分を除く)	79	2,173	
		所内保護(中央昼間分含む)	8	8	
		保護委託	81	749	
		計	168	2,930	
27年度	中央		中央児相の一時保護(昼間分を除く)	13	103
			昼間一時保護	8	8
			保護委託	11	246
			計	32	357
	弘前		中央児相の一時保護	13	337
			所内保護	3	3
			保護委託	18	215
			計	34	555
	八戸		中央児相の一時保護	39	1,177
			所内保護	4	4
			保護委託	45	648
			計	88	1,829
	五所川原		中央児相の一時保護	6	118
			所内保護		
			保護委託	7	91
			計	13	209
	七戸		中央児相の一時保護	13	337
			所内保護		
			保護委託	11	141
			計	24	478
	むつ		中央児相の一時保護	2	56
所内保護					
保護委託			5	112	
計			7	168	
合計		中央児相の一時保護(昼間分を除く)	86	2,128	
		所内保護(中央昼間分含む)	15	15	
		保護委託	97	1,453	
		計	198	3,596	

イ 相談種類別一時保護児童数

平成27年度に一時保護（保護委託含む。）した児童の相談種類別の実人員は、養護（児童虐待）が112人（56.6%）と最も多く、次いで養護（その他）が52人（26.3%）、非行が26人（13.1%）、育成が8人（4.0%）であり、養護が合計で164人（82.8%）となっている。前年度と比べ、養護（児童虐待）が11人増、養護（その他）が16人増、非行が7人増、育成が4人減となっている。

延人員では、養護（児童虐待）が2,062人（57.3%）、養護（その他）が700人（19.5%）、非行が580人（16.1%）、育成が254人（7.1%）の順で、養護が合計で2,762人（76.8%）となっている。

表23 相談種類別一時保護児童数

（単位：人）

区分 年度	児相別	人員	養 護			障 害 (言語障害・ 知的障害等)	非 行 (ぐ犯行為・ 触法行為等)	育 成 (性格行動・ 不登校等)	保健・ その他	合 計	
			児童虐待	その他	小 計						
26 年 度	中 央	実人員	21	17	38		1	1		40	
		延人員	328	245	573		10	10		593	
	弘 前	実人員	9	8	17		7	3		27	
		延人員	188	101	289		124	113		526	
	八 戸	実人員	37	4	41		3	5		49	
		延人員	558	76	634		53	172		859	
	五所川原	実人員	7		7		5			12	
		延人員	95		95		68			163	
	七 戸	実人員	24	7	31		3	1		35	
		延人員	564	7	571		74	24		669	
	む つ	実人員	3		3			2		5	
		延人員	82		82			38		120	
	合 計	実人員	101	36	137		19	12		168	
		延人員	1,815	429	2,244		329	357		2,930	
	27 年 度	中 央	実人員	13	15	28		4			32
			延人員	168	157	325		32			357
弘 前		実人員	15	12	27		6	1		34	
		延人員	211	134	345		169	41		555	
八 戸		実人員	67	11	78		6	4		88	
		延人員	1,261	280	1,541		144	144		1,829	
五所川原		実人員	4	6	10		3			13	
		延人員	73	66	139		70			209	
七 戸		実人員	11	5	16		6	2		24	
		延人員	254	46	300		133	45		478	
む つ		実人員	2	3	5		1	1		7	
		延人員	95	17	112		32	24		168	
合 計		実人員	112	52	164		26	8		198	
		延人員	2,062	700	2,762		580	254		3,596	

(2) 中央児童相談所の一時保護所（集中管理）の状況

ア 実人員及び延人員等

平成27年度に中央児童相談所に一時保護した児童の実人員は、県内六児童相談所合わせて86人であり、前年度と比べて7人増加している。個別に見ると、八戸が17人、五所川原が3人の増、中央が8人、弘前が2人、七戸が2人、むつが1人の減となっている。

延人員では県内六児童相談所で2,128人であり、前年度と比べて45人減少している。個別に見ると、中央（昼間一時保護を除く。）が196人、弘前が89人、七戸が309人、むつが59人の減、八戸が575人、五所川原が33人の増となっている。

一日平均の一時保護人員は5.8人（前年度比 0.2人減）、一人平均の一時保護日数は24.7日（前年度比 2.8日減）となっている。

イ 相談種類別保護児童数

平成27年度に一時保護した児童の相談種類別の実人員は、養護が58人(67.4%) [児童虐待は50人(58.1%)、その他は8人(9.3%)]、非行が21人(24.4%)、育成が7人(8.1%)の順となっている。また、延人員では、養護が1,357人(63.8%) [児童虐待は1,282人(60.2%)、その他は75人(3.5%)]、非行が558人(26.2%)、育成が213人(10.0%)の順となっている。

実人員では、前年度と比べ7人増加となっているが、個別に見ると養護が3人、非行が8人の増、育成が4人の減となっている。

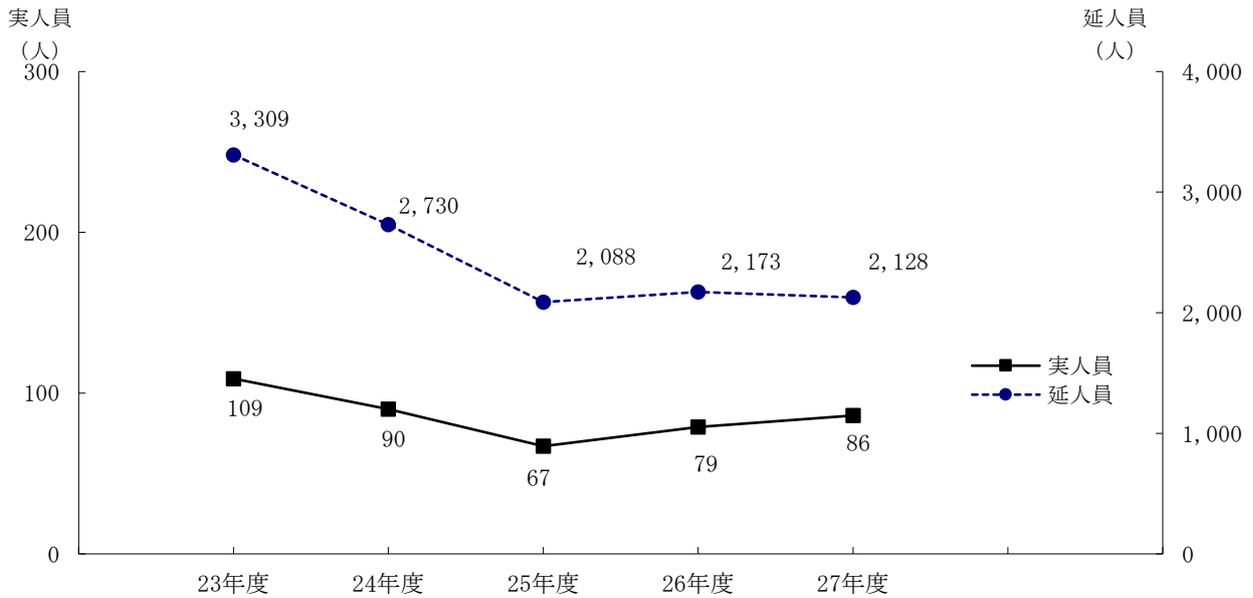
延人員では、前年度と比べ45人減少しており、養護が145人、育成が142人の減、非行が242人の増となっている。

表24 中央児童相談所一時保護所の一時保護状況

区分 年度	児相別	人員	養護		障			営		非行		育成			保健・ その他	合計	1日平均 保護人員	1人平均 保護日数
			児童虐待	その他	小計	肢体不自由	言語聴覚障害	知的障害	自閉症等	小計	＜犯行為等 触法行為等	性格行動	不登校	しつけ				
26 年 度	中央	実人員	13	6	19					1	1			1		21	0.8	14.2
		延人員	210	69	279					10	10			10		299		
	弘前	実人員	5	1	6					3	3			3		15	1.2	28.4
		延人員	165	25	190					56	67			113		426		
	八戸	実人員	12	3	15					1	1			5		22	1.6	27.4
		延人員	306	73	379					29	22			172		602		
	五所川原	実人員	1		1					1	1			2		3	0.2	28.3
		延人員	26		26					4	55			59		85		
	七戸	実人員	12		12					1	1			1		15	1.8	43.1
		延人員	549		549					34	39			73		646		
	むつ	実人員	2		2									1		3	0.3	38.3
		延人員	79		79									36		115		
合計	実人員	45	10	55					7	6			13		79	6.0	27.5	
	延人員	1,335	167	1,502					133	183			316		2,173			
27 年 度	中央	実人員	6	3	9					4				4		13	0.3	7.9
		延人員	60	11	71					32				32		103		
	弘前	実人員	6	1	7					5	1			6		13	0.9	25.9
		延人員	152	16	168					153	16			169		337		
	八戸	実人員	29	2	31					4				4		39	3.2	30.2
		延人員	861	32	893					140				140		1,177		
	五所川原	実人員	1	2	3					3				3		6	0.3	19.7
		延人員	32	16	48					70				70		118		
	七戸	実人員	8		8					3				3		13	0.9	25.9
		延人員	177		177					115				115		337		
	むつ	実人員								1				1		2	0.2	28.0
		延人員								32				32		56		
合計	実人員	50	8	58					20	1			21		86	5.8	24.7	
	延人員	1,282	75	1,357					542	16			558		2,128			

(単位：人) (単位：日)

図14 中央児童相談所一時保護所の一時保護児童の推移



ウ 日数別一時保護児童数

平成27年度の日数別一時保護児童数は、29日～60日が43人（50.0%、前年度比9人増）と最も多く、次いで1日～7日が13人（15.1%、前年度比1人減）となっている。

2週間を超えるものは62人（72.1%）と前年度と比べて2人増加している。また、2ヶ月を超えて一時保護された児童数は0人であった。

表25 日数別一時保護児童数

(単位：人)

区分 年度	児 相 別	1日～7日	8日～14日	15日～21日	22日～28日	29日～60日	61日以上	合 計
		26年度	9	3	3	4	2	
年 度	弘 前	2	1	1	3	8		15
	八 戸	2	1	7	2	10		22
	五 所 川 原	1			1	1		3
	七 戸			2	1	10	2	15
	む つ					3		3
	合 計	14	5	13	11	34	2	79
年 度	中 央	8	2	1	1	1		13
	弘 前	3		3		7		13
	八 戸		5	3	5	26		39
	五 所 川 原		2	2		2		6
	七 戸	2	2	3		6		13
	む つ				1	1		2
合 計	13	11	12	7	43		86	

エ 一時保護児童の退所先

平成27年度の一時保護児童の退所先のうち、家庭引取が47人（54.7%、前年度比11人増）と最も多かった。次いで、その他が22人（25.6%、前年度比6人増）、児童自立支援施設が7人（8.1%、前年度比1人増）、児童養護施設が6人（7.0%、前年度比9人減）、情緒障害児短期治療施設が3人（3.5%、前年度比1人減）、福祉型障害児入所施設（知的障害児）が1人（1.2%、前年度比1人減）の順となっている。

表26 一時保護児童の退所先の状況

(単位：人)

区分 年度	児 相 別	家庭引取	児童養護 施設	児童自立 支援施設	福祉型障害児 入所施設（知 的障害児）	情緒障害 児短期治 療施設	家裁送致	その他	合 計
26 年 度	中 央	14	1					6	21
	弘 前	6	4	2				3	15
	八 戸	8	3	2	1	3		5	22
	五 所 川 原	2				1			3
	七 戸	6	4	2	1			2	15
	む つ			3					3
	合 計	36	15	6	2	4		16	79
27 年 度	中 央	11	1					1	13
	弘 前	7		2				4	13
	八 戸	20	4	3	1	1		10	39
	五 所 川 原	4	1	1					6
	七 戸	5		1		1		6	13
	む つ					1		1	2
	合 計	47	6	7	1	3		22	86

(3) 県内児童相談所の委託一時保護の状況

ア 相談種類別委託一時保護の状況

平成27年度に県内六児童相談所で委託一時保護した児童の実人員の総数は97人で、前年度と比べて16人増加となっている。内訳を見ると、養護（児童虐待）が51人（52.6%、前年度と同数）、養護（その他）が40人（41.2%、前年度比16人増）、非行が5人（5.2%、前年度と同数）、育成が1人（1.0%、前年度と同数）の順となっている。

延人員の総数は1,453人で、前年度と比べて704人増加となっている。内訳を見ると、養護（児童虐待）が769人（52.9%、前年度比294人増）、養護（その他）が621人（42.7%、前年度比361人増）、育成が41人（2.8%、前年度比39人増）、非行が22人（1.5%、前年度比10人増）の順となっている。

1人平均保護日数（延人員÷実人員）は15.0日で、前年度と比べて5.8日増加となっている。

表27 相談種類別委託一時保護児童数

(単位：人)

区分 年度	児相別	人員	養 護			障 害	非 行	育 成	保 健・そ の 他	合 計
			児童虐待	そ の 他	小 計					
26 年 度	中 央	実人員	8	11	19					19
		延人員	118	176	294					294
	弘 前	実人員	3	6	9					9
		延人員	22	75	97					97
	八 戸	実人員	23	1	24		1			25
		延人員	250	3	253		2			255
	五所川原	実人員	5		5		3			8
		延人員	68		68		9			77
	七 戸	実人員	11	6	17		1			18
		延人員	14	6	20		1			21
	む つ	実人員	1		1			1		2
		延人員	3		3			2		5
	合 計	実人員	51	24	75		5	1		81
		延人員	475	260	735		12	2		749
27 年 度	中 央	実人員	3	8	11					11
		延人員	104	142	246					246
	弘 前	実人員	6	11	17			1		18
		延人員	56	118	174			41		215
	八 戸	実人員	34	9	43		2			45
		延人員	396	248	644		4			648
	五所川原	実人員	3	4	7					7
		延人員	41	50	91					91
	七 戸	実人員	3	5	8		3			11
		延人員	77	46	123		18			141
	む つ	実人員	2	3	5					5
		延人員	95	17	112					112
	合 計	実人員	51	40	91		5	1		97
		延人員	769	621	1,390		22	41		1,453

イ 委託先別委託一時保護の状況

平成27年度の委託先は、実人員97人のうち、児童福祉施設73人（75.6%、前年度比7人増）、里親18人（18.6%、前年度比7人増）、警察3人（3.1%、前年度と同数）、病院2人（2.1%、前年度比1人増）、その他1人（1.0%、前年度と同数）の順となっている。

延人数の総数は1,453人で、児童福祉施設1,049人（72.2%、前年度比408人増）、里親291人（20.0%、前年度比192人増）、病院101人（7.0%、前年度比100人増）、警察5人（0.3%、前年度比1人増）、その他7人（0.5%、前年度比3人増）の順となっている。

また、一人平均保護日数（延人員÷実人員）は、14.4日で、前年度と比べて5.9日増となっている。

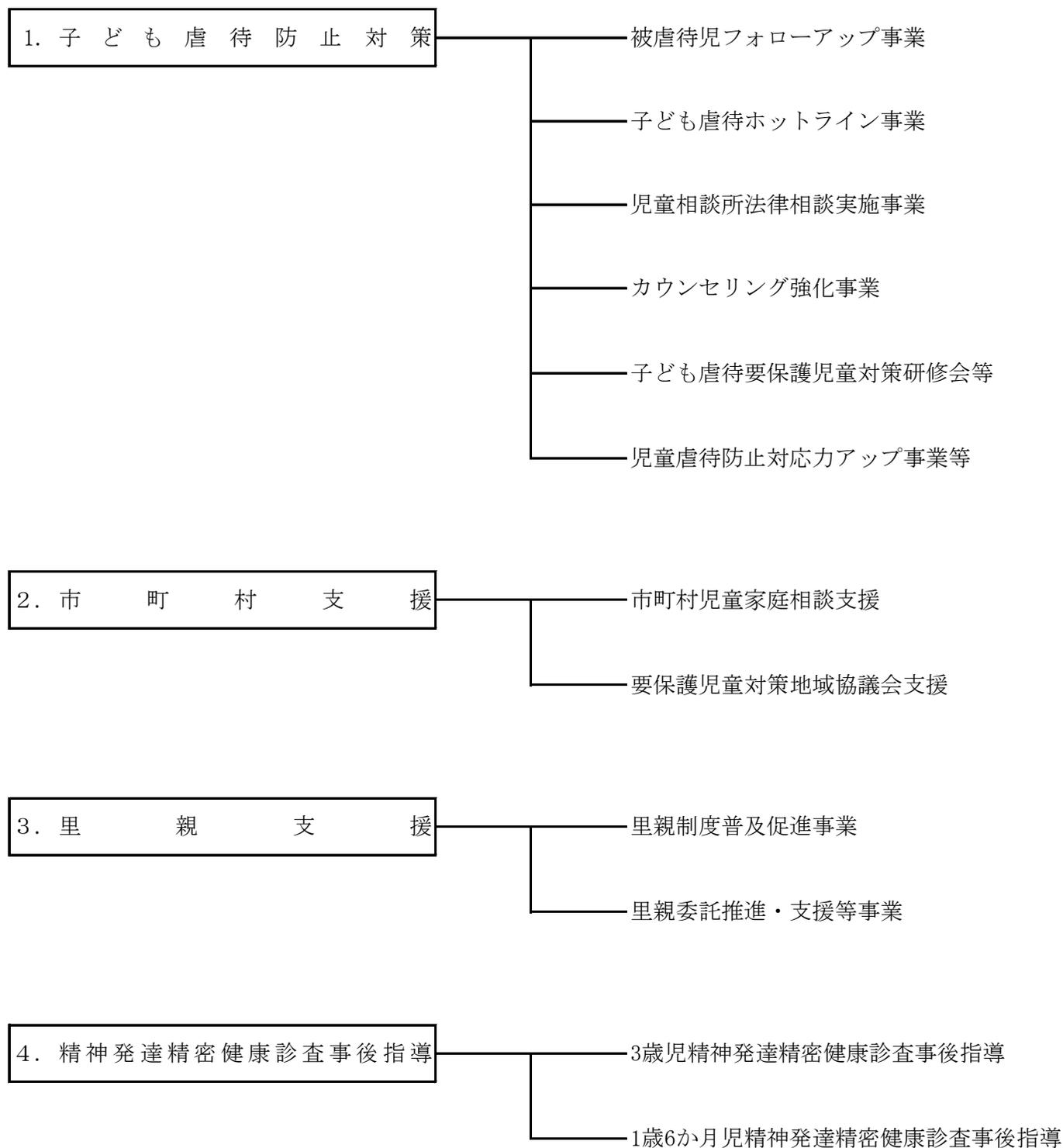
表28 委託先別委託一時保護の状況

(単位：人)

区分 年度	児相別	人員	児童福祉施設	病院	里親	警察	その他	合計	
26年度	中央	実人員	16		3			19	
		延人員	220		74			294	
	弘前	実人員	9					9	
		延人員	97					97	
	八戸	実人員	22		1	2		25	
		延人員	243		9	3		255	
	五所川原	実人員	4		3		1	8	
		延人員	64		9		4	77	
	七戸	実人員	15		1	2	1	19	
		延人員	17		1	2	1	21	
	むつ	実人員				2		2	
		延人員				5		5	
	合計	実人員	66		1	11	3	1	82
		延人員	641		1	99	4	4	749
27年度	中央	実人員	10				1	11	
		延人員	239				7	246	
	弘前	実人員	17		1			18	
		延人員	174		41			215	
	八戸	実人員	28			14	3	45	
		延人員	374			269	5	648	
	五所川原	実人員	7					7	
		延人員	91					91	
	七戸	実人員	10		1			11	
		延人員	81		60			141	
	むつ	実人員	1			4		5	
		延人員	90			22		112	
	合計	実人員	73		2	18	3	1	97
		延人員	1,049		101	291	5	7	1,453

第3 児童相談所の事業

県内の児童相談所は、地域の必要に応じて、児童の健やかな育成及び家庭・地域における児童養育を支援するための各種援助活動や第一義的な児童家庭相談窓口である市町村への後方支援等を行っている。事業の概要を総括すると、下図のようになる。



1. 子ども虐待防止対策

(1) 被虐待児フォローアップ事業

虐待経験を持つ児童やその保護者への治療的援助、虐待経験を有する児童を指導している児童福祉施設職員への援助を目的としてフォローアップ事業を実施している。

平成12年度から中央児童相談所で開始され、現在は県内各児童相談所において地域のニーズに合わせて実施しており、平成27年度の実績は下記のとおりである。

表29 児童福祉施設職員指導

児相 \ 区分	実施施設数	職員数	指導回数	延指導人数
中央児童相談所	3	30	32	156
弘前児童相談所	1	5	28	56
八戸児童相談所	4	111	18	111
五所川原児童相談所	1	5	46	106
七戸児童相談所	3	47	5	47
むつ児童相談所	1	7	42	6

表30 被虐待児集団指導

児相 \ 区分	児童数	指導回数	延指導人数	スーパービジョン参加職員延人数
中央児童相談所				
弘前児童相談所				
八戸児童相談所	15	2	15	4
五所川原児童相談所				
七戸児童相談所				
むつ児童相談所				

表31 被虐待児親子指導

児相 \ 区分	世帯数	指導回数	児童指導延人数	親指導延人数
中央児童相談所	1	5	5	7
弘前児童相談所	1	3	3	3
八戸児童相談所	9	50	50	78
五所川原児童相談所	2	10	10	15
七戸児童相談所	2	18	18	18
むつ児童相談所				

表32 被虐待児個別指導

児相	区分	児童数	指導回数	スーパービジョン 参加職員延人数
中央児童相談所		1	10	10
弘前児童相談所		6	57	30
八戸児童相談所		67	276	62
五所川原児童相談所		5	63	53
七戸児童相談所		3	31	29
むつ児童相談所		9	69	98

表33 被虐待児の保護者指導

児相	区分	保護者数	指導回数	指導延人数
中央児童相談所		6	26	42
弘前児童相談所		11	42	51
八戸児童相談所		104	370	588
五所川原児童相談所		11	209	269
七戸児童相談所		10	55	59
むつ児童相談所		16	70	112

(2) 子ども虐待ホットライン事業

子どもへの虐待に関する通告・通報を受けるホットライン(フリーダイヤル)を各児童相談所に設置し、虐待の防止と早期発見・早期対応を図ることを目的としている。

表34 通告者別(相談者別)受付状況

通告者	家族	警察	学校	本人	福祉事務所	市町村	近隣	保健所	医療機関	民生委員	児童福祉施設	親戚	その他	合計
件数	12	1	1	3			49		4			10	5	85

表35 虐待の内容と年齢別内訳

虐待の内容	0歳児		幼児		小学生		中学生		高校生		その他		合計	
	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女
身体的虐待	2		3	5	1	4	4	4	3	2		1	13	16
性的虐待								1						1
心理的虐待	1		9	12	4	14	1	2		1	1	4	16	33
保護の怠慢・拒否			1	1	1	1	2						4	2
不明														
合計	3		13	18	6	19	7	7	3	3	1	5	33	52

(3) 児童相談所法律相談実施事業

保護者が自らの虐待行為を認めない場合の法的介入、又は処遇に当たり法的手続き上専門的な助言を必要とする場合などにおいて、迅速かつ適切な対応ができるよう、各児童相談所における相談担当弁護士を確保することにより、相談体制の強化を図っている。

年度	児 相	相談回数	内 容
25	弘 前	1	施設入所に関し、共同親権者として父の意向確認の必要性について。父から面会交流希望がある場合の対応について。
26	弘 前	1	18歳到達以降の法28条第2項の手続きについて
		1	法28条で児童養護施設に入所中の児童について、親権者以外の家族との交流について法的に問題は無いのか。
	八 戸	2	児童福祉法第28条第2項の申し立てを検討しているケースの取り扱いについて
	七 戸	1	児童の親の代理人弁護士への対応について
		1	児童福祉法第28条申立事件にかかる対応について
1		児童福祉法第29条申立事件にかかる書面について	
27	弘 前	1	児童を精神科へ入院させて治療を行う必要があるが、親が同意しない場合の対応方法について
		1	児童福祉法第28条の手続きによる家庭裁判所への申し立てについて
		1	出国が確認されている児童のその後の取扱いについて
		1	虐待を受けた17歳児童を親子分離した後の、母からの引き取り要求等に備え、現時点で可能な対応について
	八 戸	2	法28条による施設入所ケースを親族里親に措置変更するにあたり親権停止をすることの適否について
	七 戸	1	児童福祉法28条申立の可否及び申立書作成について
		1	保護者の意向に反した面会・交流について
	む つ	1	児童福祉法第28条の手続きによる家裁への申し立てについて
		1	法第28条に基づく家事審判申立ケースの追加資料について

児童福祉法第28条（親権者等の意に反する場合の家庭裁判所の承認による施設入所等の措置）及び法第29条（立入調査）又は児童虐待の防止等に関する法律第9条第1項（立入調査等）の適用件数

（平成27年度実績）

児 相	28 条 適 用	29条適用	9 条 1 項 適 用
中央児童相談所			
弘前児童相談所			
八戸児童相談所	1		
五所川原児童相談所			
七戸児童相談所			
むつ児童相談所			

(4) カウンセリング強化事業

児童虐待を行う保護者等に対して、精神科医の協力により指導を行うものであり、平成13年4月から事業を開始し、平成27年度の実績は下記のとおりである。

表36

児相	区分	実ケース数	医学診断・カウンセリング・助言の件数
中央児童相談所		55	94
弘前児童相談所		1	1
八戸児童相談所		11	12

(5) 子ども虐待要保護児童対策研修会等

子ども虐待要保護児童対策研修会は、地域における子どもに関わる関係者に対する研修の充実を図り、地域ぐるみで虐待を受けた子どもを始めとする要保護児童の発生を防止する機運の醸成を図ることを目的に、県内2か所の児童相談所で開催している。

また、むつ児童相談所では、東日本大震災を機に「東日本・家族応援プロジェクトinむつ」(支援者応援セミナーなど)を開催している。

児相	実施年月日	研修名	会場	参加者数
八戸	H28.2.8	平成27年度子ども虐待防止要保護児童対策研修会	八戸地域地場産業振興センター ユートリー	135
五所川原	H27.11.26	子ども虐待要保護児童対策研修会	つがる市生涯学習交流センター	81
むつ	H27.8.10 ~H27.8.30	団士郎家族漫画展	むつ市立図書館	(自由観賞)
	H27.8.28	支援者応援セミナー	むつ市役所	73
	H27.8.28	お父さん応援セミナー	むつ市中央公民館	20
	H27.8.29	団士郎漫画トーク	むつ市立図書館	50

(6) 児童虐待防止対応力アップ事業等

平成17年4月に改正児童福祉法が施行され、住民に身近な市町村が児童家庭相談の第一義的な窓口となり、児童虐待の未然防止・早期発見を中心に積極的な取組を進めることとなった。児童相談所は専門的な知識及び技術を必要とするケースへの対応や市町村の後方支援を行うこととされた。

地域の子どもたちを守るためには、市町村と児童相談所それぞれが本来果たすべき役割を果たすとともに、適切に連携できる仕組みを構築する必要があることから、青森県健康福祉部こどもみらい課が実施する「児童虐待防止対応力アップ事業」(「市町村要保護児童対策地域協議会のためのケースマネジメント研修」、「子どもに関わる関係機関のためのリスクアセスメント研修」等)に児童相談所も参画した。

また、各児童相談所において、管内市町村児童家庭相談担当職員を対象とした研修を実施した。

2. 市町村支援

(1) 市町村児童家庭相談支援

平成17年4月から市町村が第一義的な児童家庭相談窓口となったことから、市町村児童相談担当者の資質の向上を図るため、児童相談所が市町村児童家庭相談担当者研修を実施し、市町村の児童家庭相談体制の充実を図っている。

① 市町村児童家庭相談担当者研修会

児 相	管内市町村数	開催日数	開催延時間数	延参加者数
中央児童相談所	5			
弘前児童相談所	8	1日	5時間	16名
八戸児童相談所	8			
五所川原児童相談所	6	1日	2時間	8名
七戸児童相談所	8	2日	5時間	29名
むつ児童相談所	5	1日	2.5時間	13名

②市町村巡回支援実施状況

児 相	管内市町村数	延実施市町村数	概 要
七戸児童相談所	8	8	①相談の受理と処理、相談受付台帳、児童記録票等の整備 ②虐待通告受付票の作成 ③継続指導の指導経過及び進行管理 ④要保護児童対策地域協議会の開催運営状況 ⑤その他 以上について助言指導
むつ児童相談所	5	5	相談受付台帳整備、児童記録作成、統計処理等に関する助言。要対協、進行管理台帳整備、実務者会議運営方法等に関する助言。

(2) 要保護児童対策地域協議会

児 相	管内市町村数	設置済市町村数	会 議 出 席 回 数		
			代表者会議	実務者会議	個別ケース検討会議
中央児童相談所	5	5	2	15	12
弘前児童相談所	8	8	7	8	51
八戸児童相談所	8	8	4	20	10
五所川原児童相談所	6	6	3	6	9
七戸児童相談所	8	8	8	43	13
むつ児童相談所	5	5	6	5	31

注：管内市町村数は平成28年3月31日現在

3. 里親支援

(1) 里親制度普及促進事業（実施主体：県・児童相談所）

① 普及啓発

里親制度にかかる講演会等の実施により広報活動を行い、新たな里親の開拓に取り組んでいる。
(H26年度～県内1児相、1施設持ち回り)

機 関 名	内 容	参 加 者 数
幸 樹 園	里親講演会「今日から家族 幸せなおとなになろうね」	91名
七 戸 児 童 相 談 所	里親制度に求められる現状と課題～子どもの成長過程における養育のポイント～	63名

② 養育里親研修

家庭養育に必要な児童を受け入れる養育里親として必要な基礎的知識や技術の修得を行うとともに、その資質の向上を図ることを目的として、年2回、養育里親の新規認定時に「基礎研修」「認定前研修」、養育里親の認定更新時に「更新研修」を実施している。

研 修 名	会 場	参 加 者 数
＜前期＞ 基礎研修 認定前研修	中央児童相談所・藤聖母園	18名
	中央児童相談所・藤聖母園	19名
＜後期＞ 基礎研修 認定前研修	八戸児童相談所・あけぼの学園	15名
	八戸児童相談所・あけぼの学園	17名
＜前期＞ 更新研修	開催無し	
＜後期＞ 更新研修	八戸児童相談所・あけぼの学園	4名

(2) 里親委託推進・支援等事業（実施主体：県・児童相談所）

機 関 名	内 容	参 加 者 数
中 央 児 童 相 談 所	平成27年度里親養育支援研修 「子どもの感情はどうやって育つの？」	25名

4. 精神発達精密健康診査事後指導

(1) 3歳児精神発達精密健康診査事後指導

各市町村が行う3歳児精密健康診査の結果、児童相談所における専門的な援助が必要と認められる児童及び養育上の援助が必要と認められる保護者に対して、援助・指導を行っている。（精密健康診査は平成24年度から市町村で実施）

表37は相談の主訴別に診断名をつけて分類したものである。

表37 3歳児精健事後指導主訴・診断名別件数

主訴	相談児童数	診断名									
		正常・正常範囲	精神発達の問題 (遅滞)	言語発達遅滞	構音障害	神経性習癖	社会性の未熟	反社会的傾向	自閉的傾向	その他	保留
言葉の遅れ											
発音異常											
吃音											
精神発達の遅れ											
落ち着きがない											
夜尿・指しゃぶり											
その他											
合計											

表38 3歳児精健事後指導状況(相談児童数)

児相	26年度	27年度
中央	1	
弘前		
八戸		
五所川原	1	
七戸	1	
むつ		
合計	3	

(2) 1歳6か月児精神発達精密健康診査事後指導

各市町村が行う1歳6か月児精密健康診査の結果、児童相談所における専門的な援助が必要と認められる児童及び養育上の援助が必要と認められる保護者に対して、援助・指導を行っている。（精密健康診査は平成24年度から市町村で実施）

表39は相談の主訴別に診断名をつけて分類したものである。

表39 1歳6か月児精健事後指導主訴・診断名別件数

主 訴	相 談 児 童 数	診 断 名					
		正 常 ・ 正 常 範 囲	（ 精 神 遅 発 達 の 滞 滯 の 問 題 ）	言 語 発 達 の 問 題	情 緒 発 達 の 問 題	そ の 他	保 留
言 葉 の 遅 れ	3		1	2			
発 音 異 常							
吃 音							
精 神 発 達 の 遅 れ							
落 ち 着 き が ない							
そ の 他							
合 計	3		1	2			

表40 1歳6か月児精健事後指導状況(相談児童数)

児 相	26年度	27年度
中 央		
弘 前		
八 戸		
五 所 川 原	1	3
七 戸		
む つ		
合 計	1	3

第4 関係機関との連携状況

1. 講師派遣等

ア 中央児童相談所

研修会等名称等	開催地	備考
単位民生委員児童委員協議会会長研修会	青森市	県内の児童問題の実態と児童委員活動について
新規採用養護教諭研修Ⅱ	青森市	児童虐待の現状と対応について
東津軽郡民生委員・児童委員の集い	青森市	市町村・民生児童委員・児童相談所の協働
県立学校10年経験者研修共通講座Ⅲ	青森市	パネルディスカッションー子どものより良い生き方を考えるー
初任者研修（特別支援学校）生徒指導基礎講座	青森市	児童相談所の役割
三戸郡学校保健会	南部町	児童虐待の現状と対応について
地域担当者研修会並びにサークルの集い	青森市	虐待を未然に防ぐ方法～ママがイラッとしたら～
青森県立東高等学校「心の健康講座」	青森市	「思春期のころ」～過去、現在、そして未来～
県下少年補導職員研修会	青森市	関係機関における児童虐待の対応について
中央児相里親養育支援研修	青森市	「こどもの感情はどうやって育つの？」
家裁調査官自庁研修（第3回）	青森市	心理テスト研修会「心理検査の概要と実践例」
養護施設内職員研修会	青森市	「青森県入所児童間性的問題行動マニュアル」について

イ 弘前児童相談所

研修会等名称等	開催地	備考
CAPスペシャリスト養成講座in弘前（実践編）	弘前市	児童相談所の機能と役割、その権限
平成27年度少年指導委員研修会	弘前市	子どもの笑顔を守るために
平成27年度健やか健康育児講座	黒石市	子育てのヒント
平成27年度弘前市子育て支援員研修会	弘前市	気になる子どもへの接し方とお母さんへの対応
平成27年度大成学区（一大・二大地区）子育て支援員研修会	弘前市	虐待の現状とお母さんへの対応
社会福祉主事資格認定講習会福祉事務所実習	弘前市	児童相談所の業務・児童虐待関係

ウ 八戸児童相談所

研修会等名称等	開催地	備考
平成27年度児童養護施設新任職員研修	八戸市	児童相談所の業務について 他
平成27年度児童養護施設テーマ別研修（第1回）	七戸町	心理判定意見書の読み方
平成27年度児童養護施設テーマ別研修（第2回）	十和田市	性加害と性被害について（1）
平成27年度児童養護施設テーマ別研修（第3回）	八戸市	性加害と性被害について（2）
平成27年度児童養護施設テーマ別研修（第4回）	十和田市	被措置児童虐待と施設長等による監護権について
平成27年度児童福祉施設訪問指導（第1回）	八戸市	児童養護施設における性教育の実際
平成27年度児童福祉施設訪問指導（第2回）	八戸市	セクシャルマイノリティについて
三八地域健康福祉部新採用職員研修	八戸市	こども相談総室の業務
八戸市学校保健会保健主事部会研修会	八戸市	児童相談所の役割－現状と課題について－
八戸市主任児童委員研修会	八戸市	八戸児童相談所の事業説明、最近の相談事例について
三八地区高等学校生徒指導部研修会	八戸市	児童相談所の役割と学校との連携
社会福祉主事資格認定講習会福祉事務所実習	八戸市	児童相談所の概要
公衆衛生看護学実習（H27.5.28実施）	八戸市	児童相談所の機能と役割について
公衆衛生看護学実習（H27.7.2実施）	八戸市	児童相談所の機能と役割について
公衆衛生看護学実習（H27.7.9実施）	八戸市	児童相談所の機能と役割について
医師臨床研修（H27.7.16実施）	八戸市	児童相談所の概要
医師臨床研修（H28.1.21実施）	八戸市	児童相談所の概要
医師臨床研修（H28.2.23実施）	八戸市	児童相談所の概要

エ 五所川原児童相談所

研修会等名称等	開催地	備考
五所川原ファミリーサポートセンター研修	五所川原市	子どもの心の発達とその問題

オ 七戸児童相談所

研修会等名称等	開催地	備考
平成27年度美光園新任職員研修	七戸町	児童相談所の業務について
上十三地区警察・児童相談所連絡会議	七戸町	管内における児童虐待の状況等
生徒指導担当指導主事会議	七戸町	児童相談所の業務について
平成27年度児童養護施設テーマ別研修	十和田市	被措置児童等虐待と施設長等による監護権について

カ むつ児童相談所

研修会等名称等	開催地	備考
大間町民生委員・児童委員協議会12月定例会	大間町	下北管内の児童の状況と民生・児童委員の役割について
下北圏民生委員・児童委員連絡協議会通常総会	むつ市	見えない子どもの世界～川崎中1殺害事件から考える～
平成27年度小・中学校生徒指導研究協議会	むつ市	不登校との関わり
佐井村要保護児童対策地域協議会代表者会議における研修会	佐井村	児童虐待の現状と要保護児童対策地域協議会の役割

児 童 相 談 (平成 27 年度実績)

編 集 東青地域県民局地域健康福祉部 こども相談総室
(青森県中央児童相談所)

〒038-0003 青森市大字石江字江渡 5-1

TEL (017) 781-9744 FAX (017) 781-4175

発 行 平成 28 年 8 月
